

第十六回国会 衆議院 經濟安定委員会公聴会議録第一号

昭和二十八年七月十日(金曜日)
午前十四時四十三分開議

出席委員

- 委員長 佐伯 宗義君
理事小笠 公昭君 理事武田信之助君
理事栗田 英男君 理事阿部 五郎君
理事菊川 忠雄君 理事加藤常太郎君
秋山 利恭君 岸 信介君
迫水 久常君 西村 久之君
楠美 省吾君 飛鳥田一雄君
石村 英雄君 小林 進君
杉村沖治郎君 中村 時雄君
山本 勝市君

出席公述人

- 全日本中小工業
協議会副委員長 中島 英信君
経済団体連合 福島 正雄君
会常任理事 武藤 忠敏君
日本鋼管株式 会社鶴見造船 所勤務部長
小間物化粧品 小宮山泰三君
連盟理事長 重枝 琢巳君
全日本労働組 合総同盟中央 執行委員
日本鉄鋼連盟会 渡辺 義介君
北海道大学教 授 今村 成和君
委員外の出席者
専門員 岡地幸四松君
専門員 菅田清治郎君

本日の公聴会で意見を聞いた事件
私的独占の禁止及び公正取引の確保
に関する法律の一部を改正する法律
案について

○佐伯委員長 これより經濟安定委員
会公聴会を開会いたします。

本日の問題は私的独占の禁止及び公
正取引の確保に関する法律の一部を改
正する法律案についてであります。

この際、本日御出席の公述人各位に
一言ごあいさつ申し上げます。御承知
の通り、ただいま本委員会におきまし
て審査中の私的独占の禁止及び公正取
引の確保に関する法律の一部を改正す
る法律案は、經濟憲法とも言われる重
要法案であります。よつて本委員会と
いたしましては、広く各界の利害関係
者及び学識経験者各位の御意見を聴取
いたし、本案審査を一層慎重に取扱
いたいと思ひます。各位の豊富な御意
見を承ることができますれば、本委員
会の今後の審査に多大の参考となるも
のと期待いたします次第であります。公述
人各位におかれましては、その立場立
場より忌憚なき御意見の御開陳をお願
いいたします。本日は御多忙のところ
貴重な時間をとおさになり、御出席
くださいます。委員長といたしまし
て厚くお礼申し上げます。

なお、議事の順序を申し上げます
と、本日御意見を述べていただく方々
のお名前は、お手元に配付してありま
す印刷物の通りであります。発言の
順位等につきましては、委員長に御一
任願いたいと思ひます。公述人各位の
御意見を述べられる時間は、大体二十
分見当にお願いいたします。御一名
ずつ順次御意見の開陳及びその質疑を
済まして行くことにいたしたいと思ひ
ます。

なお、念のため申し上げますが、衆
議院規則の定めるところによりまし
て、発言の際は委員長の許可を得るこ
とになつております。また発言の内容
は、意見を聞くこととする案件の範圍を
越えてはならないことになつておりま
す。なお、委員は公述人に質問をする
ことができますが、公述人は委員に対
して質問をすることはできないことに
なつておりますから、さう御了承願
います。

それでは中島英信君より御意見をお
聞きすることにいたします。中島英信
君。

○中島公述人 私全日本中小工業協
会の中島であります。本日の問題にな
つております私的独占の禁止及び公正
取引の確保に関する法律の改正に関す
る意見を申し述べたいと思ひます。

これにつきましては、部分的には賛
成いたす点もございます。しかし主要
なる点については反対の意見を持つて
おるものであります。部分的にと申し
ますのは、たとへば事業者団体法を廃
止して、これを独占禁止法に吸収する
というようなことは、この法案の性
格、内容から見て、これは当然のこと
ではないかと考えております。なお再
販売価格維持契約を認めるというの
でございます。これには若干問題もあ
ると思ひますが、大体この問題は主と
して連関するところが中小企業分野
に属する問題であります。従つてこれ
は特定の製品につきまして、その製造
業者も比較的小中の企業であり、かつ

これを販売し、また特に末端において
この小売を行つておる者が零細な企業
である場合においては、これらの企業
の経営を著しく困難に陥れないため
に、適当な措置がとられなければならない
場合がしばしばあるものであります。
て、たとへば化粧品雑貨のようなもの
の、あるいは薬品等のようなものにつ
いて、こういうものを見ることのできる
と思つては、本日後ほどこの問題につ
いて、最も利害関係の深い小間物化粧品
小売組合全国連盟の小宮山さんから御
意見があると思ひますから、私はこれ
については深く申し上げます。しかし
これらは、ことにこれらの特殊の品
物の末端の販売業者は、中小企業とい
うよりも、場合によつては零細企業と
いふべき非常に極小の規模のものが
多数ありまして、これらははなはだし
い競争競争の中に置かれる場合には、
結局その経営の破綻を生じ、同時にこ
れはその生活にも影響する問題である
という意味において、普通の場合と異
なる意味を持つておるものであります
から、これらについては改正もまたや
むを得ないかと考えておる次第であ
ります。

なお主要な問題と申し上げますた
は、たとへば今度の改正案によりまし
て、不況カルテルを認める、あるいは
合理化カルテルを認める、その他金融
会社その他による持株の保有を認め
る、役員の兼任を認める、あるいは不
当な競差を持つておる企業に対する

制限等に対しても、これを廃止しよう
とするというふうなことになるのであ
ります。これは現在の日本の経済状況か
ら見まして、また特にこの独占禁止法
の本来の精神から見て、非常な問題が
あるとわれわれは考えている次第であ
ります。一面において賛成する点もあ
り、一面において反対する点もあると
申し上げますが、さういうわけで主
要な問題については、反対の意見を持
つておるものであります。

その根本の趣旨は、言うまでもな
く、この独占禁止法の根本精神とい
うものを、依然として一貫して貫いて
行かなければならぬといふふうな私
らは考えておるのであります。改正の
提案理由の中にも「もとより、國民経済
の民主的で健全な発達を促進するた
め、私企業による市場独占のたたらす
諸弊害を除去し、公正かつ自由な競争
を促進しようとする独占禁止法の根本
精神はあくまで尊重すべきものであり
ます」ということが唱われております。
この点は当然こうなければならぬとい
う考え次第であります。ただこれが、
現在の実態に即して若干改正しなけ
ればならぬといふような趣旨であるよ
うですけれども、この場合の改正とい
うておるものは、実際には非常に
大きな改正であつて、これによつて独
占禁止法といふものは骨抜きになる危
険性があるのではないかとこのように
考えるわけでありまして、独占禁止法が
現行法のままである場合においても、
実際において、最近には独占の傾向が非

常に強くなつて来ております。従つても、もしもこの法律の根本精神をあくまで尊重するというものであるならば、緩和するよりも、むしろ強化しなければならぬと考へられるのであります。それは今申し上げましたように、現在事実においてこの独占禁止法の適用については、その実効的な効果において、かなり問題があると思つております。独占禁止法の本場であるアメリカにおいても、その法律の効果というものは、実際において必ずしもねらつておるほどのものは上げていないようでありまして、わが国においても、この点は同様であるかと見るのであります。たとえば昨年紡績の操短問題などが起りまして、これは実際上やはり一種のカルテル行為が行われたのであつて、ただ形式が行政官庁の勧告という形式をとつておつた。こういったような形をとつて、実際上においてはこの独占禁止法の精神に反するような行為が行われておる。これは必ずしも紡績だけに限らず、巨大な企業を中心となつておるところの産業部門においては、しばしば見るべきところであるといつてよいと思つてあります。すなわち非常に大きな力を持つておるところの産業部門あるいは企業というものは、経済力が強いと同時に、また政治的な力も強い、従つてそういう行政官庁その他との接触を通じて、実質的に同じような効果を上げるためいろいろ活動することが實際上できるし、また行われておるというふうに見られるのであります。それであるならば、むしろこれを廃止したらいいかという、そういうわけにいかぬことは先ほど申し上げた通りであ

りますので、この際こういう実態から見て、緩和するというよりも、むしろこの点について逆の方向に考へなければならぬときである、かように私は思つておるわけでありまして、独占の弊害というもののについては、特に私がここで申し上げるまでもなく、委員の各位は十分に御承知のことであると思つておる、これについて多く言葉を費やす必要はないと思つておりますが、現在の日本の経済状況から見まして、企業の合理化、それから国際的に割高になつておる物価の引下げ、それから中小企業の安定をはかるといふこと、これらは非常に重要な問題であると考えております。こういう状況において、もしもカルテルを認めることになつておると、実際においては第一番には合理化の努力がかへつてはばまれる、つまりカルテルによつて価格が維持され、かつ場合によつてはそれが引上げられるというように、きつめて安易な方法によつて行われ、その結果は現在非常に必要としておるところの個々の企業における合理化というものが、かへつてこのために阻止される傾向を生ずると思つておるべきです。同時にこれは、物価の引下げを必要としておる現在の日本の情勢において、逆にこれを引上げて行くような役割も果たすことになつて参ります。従つて現在の日本の経済にとつて非常に重要な輸出の振興という問題においても、こういう物価高の面から、この輸出の振興がはばまれるという問題も出て来る。こういう点から見まして、日本の現在の経済情勢から見た場合においても、決してこういうようなカルテル行為を

認容すべき状況にはないと考へる次第であります。

第二番目に、これによりまして中小企業への、あるいはその他関連産業への、また一般国民の消費生活への圧迫が非常に強くなるという事態を生ずるわけでありまして、この場合一番問題になりますのは、原料を大企業を主として、この原料を供給しておつて、これを仕入る方が中小企業を主とする産業部門である、こういうような場合には、この二つの産業間において非常な力の差を生じて来る、そうして中小企業の方は非常に高い原料を買わされる、しかも不況カルテルをつくらなければならぬということが言われよう、な状況のもとにおいては、一般に購買力が減少しておるときである。従つて小売価格の面においては、その面の圧迫を非常に受けるわけでありまして、従つて一方から言つて、これはできるだけ安く売らなければならぬといふような立場に迫られておる反面において、原料の面において非常に高いものを買わされることになる。これは中小企業の経営を圧迫することになるわけでありまして、御承知のように、中小企業が日本の経済に占めておる比重は非常に高いのでありまして、その企業数において九〇%に及んでおる、その生産額においても六〇%以上に及んでおるわけでありまして、こういう中小企業に対する影響が非常に大きいといふことは、単に中小企業だけの利益という立場からではなしに、日本の国民経済の全体的な安定という立場から見ても、そういうような状況を引き起すことは望ましくない、かように考へるわけでありまして、

さらに根本的に考へますならば、現在の日本の経済の構造というものは、非常に跛行的な形になつて来ております。たとえば賃金などを見ましても、大企業の平均賃金に対して中小企業の平均賃金というものは半分以下である、こういうような状況である。こういうふうな非常に大きな差を生じて来ておる。つまりある特殊の部門において産業はますます大きく発展し、ますます高い利潤を上げて行く一方において、その経営がますます困難になつて行くところの産業部門がある、こういう関係になつておる。こういうような不均衡な状況を生ずることを、実際においては是正するような経済政策をとらなければならぬ、かように考へるわけでありまして、この独占禁止法の根本の精神は、おそろしくこういうような不均衡な経済状況を生じないために、自由で公正な、ほんとうに均衡のとれた経済関係をつくり上げて行くといふこと、この法律の根本の精神であると思つておる。その精神に照して、当然にそれを危険に陥れるような行為を認めるべきではないといふことになると、私は考へる次第であります。そのような傾向をもしも続けて行きますと、現在そういう傾向にあると見ていいのであります、もしもこの独占禁止法が緩和されるといふことになりまして、ならば、その傾向にますます拍車をかけて行くといふことになつて来るわけでありまして、そうなれば、当然に日本の経済はますますその欠陥を大きく表へて現わして来ることになると思ひます。最近世界的に問題を生じた東独その他の連衡国における暴動の問題

がありまして、あれにはいろいろ原因があると思ひますけれども、非常に性急な重工業政策、またあの場合には私的独占ではないけれども、私的集中傾向も、企業の集中傾向を非常に強化して行く、そして中小企業を非常に圧迫した。こういうことにおいて、労働者その他の反抗が非常に増大したという点を見ることもできると思つておる。そういう意味においても、単にそういう共産主義諸国のみならず、その他の諸国においても、私は事態は同様であると思つておる。いたづらに重要産業第一主義、そして企業の集中、独占をどこまでも助長して行く、そして中小企業の没落をむしろ促進して行くこととするような傾向をとることは、決して国民生活の安定をもたらすものではないと考へるわけでありまして、

こういう観点から、私は基本的に、今日の経済の根本的な方向という点から見ましても、われわれはその方向をもつと安定的な、もつと平和的な、もつと均衡のとれた構造に持つて行かなければならぬ。こういう方向において初めて、中小企業も安定した企業経営を行うことができると考へるわけでありまして、以上のような観点から、私はこの改正には賛成いたしたかねるものであります。ことに、この私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正と関連して、輸出取引法の改正も今度の国会に上程されるようでありまして、これは一面において輸出の促進といふことを目的にされておられますけれども、同時に関連して、輸出入業者以外の取扱業者、場合によつたらメーカーのカルテル行為も認められよう

してある。当然輸出の割当というふうな問題は、国内に対する割当も伴つて来るわけである。従つて一方において輸出振興といった美名のもとにおいて、国内向けの生産及び販売等の面においても、特殊の新しい問題を生じて来るわけである。こういう関連した行き方によつて、日本経済がむしろ望ましくない方向に向うことになるのではないかと考えるわけである。以上のようなわけでありまして、カルテルを認める——不況カルテル及び合理化カルテルに限定されてはおりますけれども、こうしたカルテルを認めようとするには反対であります。

特に品種制限の協定なども認められるようでありまして、こういうことをすれば、当然鉄鋼業が——きょうは鉄鋼業関係の方もおいでになるようでありまして、あとで反対の意見もあると思ひますけれども、おそらくそれぞれの部門の中において独占が確立されて来ることにならざるを得ないと思ひます。

その他金融会社の持株の制限も緩和されることになつておりますが、これなども当然現在問題になつておりますように、いろいろな産業会社に対する金融機関の力というものをさらに強大にして行く。ある程度逃げがたい場合があるかもしれないけれども、はたしてそういう傾向に向つて行くことがよいかどうか、これも非常な問題であります。

なおトラストの予防のために、役員兼任禁止その他の規定がありますけれども、これを省いてしまふことによつて、カルテルの後にはトラストの形成を助長して行くこととする意図が、こ

の中に現われているという点について問題であります。

さらに不当な事業能力の較差を持つた企業への制限に対する項目は、今度廃止されようとしておりますけれども、先ほど申し上げましたように、はなはだしく経済力の違つたものを、その差をますますはげしくして行くこととするとは、決して望ましいことではないと考えるわけでありまして。

以上申し上げましたような点から見ると、私は逆にこの際むしろ、強化が必要であるくらいに考えるのであります。そのためには現在の独占禁止法の中において、たとえば公正取引委員会

の権限をさらに強化するとか、あるいはその他の方法をもつて、むしろ現在やや有名無実——とまでは申しませんが、けれども、非常に効果が疑はれておるようなこの法律を、もう少し適正に、もう少し強力に実施される方向に持つて行かなければならぬと考える次第であります。

簡単であります。私の意見をこれで終りたいと思ひます。

○佐伯委員長 以上で中島君の御発言は終りました。これに対する御質問はございませんか。——御質問はないようでありますから、次に福島正雄君。

○福島公連人 我、経済団体連合会の福島であります。この独禁法の改正をめぐりましては、私もいろいろと意見の開陳をして参つたのであります。法律改正原案が出ましたので、原案につきまして私の意見を申し上げます。

第一は、解説資料を拝見いたしますと、私も心が配れておりましたこと

が出ておるのであります。法文の内容からこれを申し述べたならば、私も共同行為は届出主義でよろうといふことをかね／＼主張して参つたのであります。改正原案は認可主義になつております。これは御心配の点多多ありうと思ひますが、その根本はやはり共同行為といふものには必ず弊害が伴うという前提であらうかと思ひます。この解説資料の十一ページに、戦前の日本経済は他国にその類例をみない程独占集中が進んでいったといわれながらも、またその反面、常に苛烈な競争が行われていたことも事実である。すなわち零細過多の中小企業相互間においては、経済的合理性を無視した生存競争の競争が行われ、また一方、財閥企業相互の間においても、一國国民の福祉をかねりない政治的利権をめぐる激しい競争や中小企業を犠牲にした不当な競争が闊わされていた。公正かつ自由な競争の理想とはほど遠い、このような不正かつ不健全な競争や取引のもとに弊害は戦後とくに最近の状況下においても随所に看取せられる。こういう御見解が出ておるのであります。共同行為に弊害なしとは思ひませんが、しかしこれは、バランスの問題であつて、自由競争にはやはり当然弊害が伴う、その弊害と、共同行為によつて起る弊害と、現在の経済状況においてどちらが忍ぶべきかといふことから始まつて来ると思ひます。御承知の通り、戦前においては手放しで共同行為が許されておつたのですが、そのときの弊害、それから戦後日本が非常に広い勢力範囲を失つて、内地において非常なめんどろな仕事の逃げ場、企業の逃げ場を全然失つてしまつた今

日、そして戦後企業許可令が撤廃されて、自由自在にいかなる工業も、いかなる企業も、いかなる商業も、当時の物資寡少という状況からして、無計画にでき上つたそのしつぽを受けておる今日、随所にいろいろ自由競争が不正競争にまで発展した事実がかなりたくさんある。そのためにやはり生存の競争、いわゆる血で血を洗うような競争が随所に行われておる。その結果がやはり最近の不渡り手形の続出といふようなこと、また不正金融になつてここに現われて来ておるのであります。それで独占禁止法の施行があまりなもので、極端な企業集中あるいは独占といふことが行われておる人が、それがゆるめば多少それが形に現われて、弊害がふえるといふことは理論上は認められますが、その弊害と、今日の状況において生産設備が非常に多い。業者の数が非常に多い。市場が非常に狭くなつたといふ状況において、どちらの弊害が多かるかといふことを私は私は必配するのであります。さういふことでありますので、現在の企業形態の非常に弱化したことを、もう少し力をつけるという意味で、共同行為を少し広く認容したらどうであらうか。そのためには認可制度よりも届出制度がよからう、こういう主張をして参つたのであります。

また共同行為を主張する基本的条件は、やはりこの買手市場の場合、つまり供給過多で需要が少いといふ場合に、何か談合しようじやないかといふことが起るのです。売手市場の場合には、何も相談して売らなくても、何ぼでも独占的利益らしきものが得られる

のだから、共同行為には行く条件がない。供給過多であつてお互いに安売り競争が始まつて、これではどうにも立つて行かないから、みんなで相談して、何とかここで生産制限といふふうなこともやらざるまい。さうしてまず損失しないようにしようじやないか。できれば多少利益ぐらゐり払えるようにしようじやないかといふことからは始まるのが、現在の共同行為の大きな原因であります。さういふふうな状況において、認可という非常に慎重な条件で共同行為が許される手段は、商機を逸するといふ点が私は非常に

自分みずから親しく体験して来たのであります。戦後においては共同行為が非常に制限されておりますので、そういう事態をあらかじめ事実として私どもは見ることができませんけれども、なか／＼この点は、よしんば一部で御心配になるように、共同行為の制限がゆるんだ場合に、非常にこの効果がただちに現れて、そうして独占価格に類するような状況が露呈されることは私考えないのであります。先ほど申し上げましたように、業者が非常に多い、生産設備が大体過剰であるという現状においては、そういうことはなかなか起らないと思ふ。今日の経済状況、生産状況から考へてみて、ただ抽象的な議論からいいますと、共同行為というものはあるいはそういうふうな弊害をのみ伴うかもしれないが、現在の日本の産業構造から見て、そういう心配が非常に多い。むしろ自由競争が不正競争にまで至るであろう。そしてそういう事態がたゞさんあるために起るお互いの血みどろの競争から起る弊害の方が多いためであらう、こういうふうな思ふのであります。ただ原案がここまで進行して参りましたから、まず私どもとしては、第一歩という考えから、認可ということにおいては進んでいただきたい、こう思ふのであります。その認可につきましても、先ほど申し上げましたように、不況カルテルの場合が大体共同行為としては多からうと思ひますが、やはりタイムリグを見て、早く時宜に適した活動を必要とする関係上、二十四条の三におきましても二十四条の四におきましても、公正取引委員会の認定という問題がついております。かような状況に合

つておるか合合わないかを公正取引委員が見て、そしてこれをきめるということになるのでございます。それはおそろく、私が心配します経済事情に即応するという手段を非常に必要とする効果がある、こう考えます。従つてこの認定の事項はとつていただきたい、かように主張したいのであります。これは業界あるいは企業の実体というものは、主務官庁が毎日取組んで、そしていろいろ行政措置もされるし、行政指導もされるし、またそれらの輸入原材料についての為替の割当とかというふうなことも、毎日親しくこの企業について見ておられるのであります。従つてさうな共同行為が一般にどういふ影響があるか、消費者の關係がどうなるか、あるいは行き過ぎはしないかというふうなことは、当然主務官庁ではつきり御認識がでるはずであります。しかもそういうカルテル、共同行為をなすべき必要性からいって、即応の措置をしていただきたいという見地から、この二重チェック制度を一度にしたい。しかも事業活動に密接な關係があり、かつ当然の責任がある主務官庁においてこれを認可していただきたい、こう主張するのでございます。

あとは不況カルテル、二十四条の三及び合理化に關します二十四条の四、これらの条文の内容を拝見いたしますと、相當詳しく出ておりますが、これを實際に適用なさる場合に、この字句にうまく当てはまるかどうかというところが、多少不安心であります。私どもはこの不況共同行為というものは合理的共同行為というふうなものに、うまくその事態が当てはまるかどうか。またそれに当てはまらぬで、やはり共同行為を必要とする事態が起りはしないかというのを非常に心配するのであります。それが広く届出制度にしたらよろうという論議の一つであります。せつかくここまでこまかく氣を使つていただきました、この前の国会に出べきであつた原案から見ますと、今度の改正案がさらに多少修正され、拡大されておりますので、一応これでひとつやつてみようじやないかという考へを持つておるのであります。

それから共同行為の内容であります。以上のような理由からしまして、企業の安定性ということ考へます。場合には、主要原材料あるいは燃料等の共同購入というふうな問題あるいは主要原料の共同輸入というふうな問題が当然考へられて来るのであります。そして戦前におけるこの輸出入は、内地において失うことがなくて、外部に対して利点を主張することができ、唯一の方法であらうと私は確信しておるのであります。私は昭和八年から五、六年の間共同販賣会社の支配人をいたしておりましたが、輸出の共同については非常に利益になることを確信しておる。現在米の輸入あるいはその他の物資の輸入について、非常にまい状況があることは御承知の通りであります。これは現在戦後の商社の海外における組織が、講和条約がでないとか、通商航海条約がでないという点からしまして、活動が非常に制限されておることは事実であります。それをやはりこういうふうな共同行為が輸入の面についてうまくできて

いない。それは内外において得るところがある。私は確信しておるのであります。輸出においてもやはり同じようなこと言えるので、くどくどしく申し上げませんが、できますならば原案のうちにかような解釈のできますよう、あるいは積極的に輸出入に關する共同行為ができるように願いたいと思ふ。但しこれは輸出組合法が、おそろく輸出組合法となつて不日上程されるのではないかと思つておりますので、多分その面においてこの私の心配が、この私の希望が入れられることと信じますが、万一その法案がその目的を達するに不十分でありましたならば、たいへん遺憾と思つてあります。そういう御準備がこの独禁法において御考慮願いたいと思ふ。現在の法案においては、くず、廃品等についての共同行為が許されておりますが、どうか主材料の共同輸入に關します共同行為等に拡張されることを希望してやまないでございませう。

その次は國際カルテルの問題であります。これは日本の置かれておる国際的地位が弱いため、大体諸外国の都合のいいことを日本に押しつけられる心配が非常にございします。で、國際カルテルに入つてはいかぬという独禁法にありますが、おそろく大部分の場合いい口実になるであらうと私は存じます。しかしそういう悪い面ばかり考へておるわけに行かない。だん／＼に通商航海条約ができてきた。また世界的な朝鮮ブームによりまして、買値が傾向が鎮靜しました。き、やはり世界の商況が非常に下向きになつてゐる。海上運賃なんかその

最も顯著な例であります。そういうときに、やはり場合によつては國際カルテルに入ることが日本の経済に有利であるという状況が起らぬとも限りません。従つて事後三十日以内に届け出るという条文になつておりますが、やはり事前に相談をして認可を得る入ることがどこかに許されるというのを希望しております。

最後に再販価格維持制度について一言したいと思つてございします。再販価格を維持するということの必要性はごもつともあります。ことに法案に出ておるような業態に關して、この必要が非常に多い。従つてこの面について、この原案が配慮を払われなかつたということは非常にけつこうなことであります。ただ私が多少疑問に思ひますことは「第一項又は前項に規定する販売の相手方たる事業者には、左に掲げる法律の規定に基いて設立された団体を含めないものとする。」というところが書いてあります。そして公務員以下十一の、法律に基きます組合がおりますが、これはこの規定に入らないのだ。これも一応ごもつともあります。こういうふうな一種の國家公務員關係が組合員として組織しております購買組合——平たく申せば購買組合が、集团的に日用品を買入れる。売る方は販売経費が少くなるのだから安く売る、これは當然のことだ。それで安く買つても当然だと思ふ。ただそれを購買組合において安く買つた。仕入れに當然の組合経費を加えて安い値段で売るといふことが、組合員内だけでありますならば、その周辺にありまする小売商に対する影響は

これはその当時の形勢から見て、当時はめてみえます、わずか七〇の％かよつとしかないのです。実際にそうかと思つて、それなら砂糖はどん／＼輸入せんければならぬと思うと、そうじやない。輸入の制限をしてくれ、農林省に、あるいは通産省のわくの問題もありますが、そうやつて一生懸命に陳情しているのです。それじや実際に少くなつてゐるかといへば、そうじやない。昨年度が八十七万トンで、今年度は通産省のわくと昨年度の繰越しを入れて、大体同様なところぐらゐまでとれるにもかかわらず、価格だけ上つて行く、これはどういふところに原因があるのか聞きたい。特にあなたの方エキスパートはよく知つていらつしやると思ふから、この点をお聞きしたい。

○福島公述人　今原綿の割当という問題についてのお話がありました、これは通産省が割当権を持つておられて、それを指導されておる、これは独占禁止法の共同行為に基く行為ではないと思ひます。不況カルテルは、この原案にありますように、非常に売れ行きが悪くなつて、需給の關係が悪化し、経済が持てなくなつて来たという場合に、生産制限、設備制限、価格協定をしてよらしいといふことなんです。これはいかに通産大臣といへども、この字を読みかえることはなさるまいと思ふ。その場合に、どういふ実態にそれが当るかといふことは、これは判断でありますから、今あなたがおつしやつたような事実がこゝういふ事態に當つてゐるかどうかは、私がこゝでお答へすることはできないと思ひます。そういう事態が起るであらう、また所在に起つてゐる、それが心配だか

ら、この共同行為をここまで広げようじやないかということが原案だと思ふのであります。私どもはこれではまだなまぬるいと思ひますが、とにかく原案の意味は、私はそう読んだのであります。

今御指摘の砂糖の問題あるいは新々紡の問題ですが、砂糖は一時非常に高いものが入つて来たというのを私ちらつと聞いております。それは必ずしも業者が無理に高く買つたわけでもなからうし、その買入れについてまずい点もあつたかと思ひますが、これは国際価格によつて左右されることであります。それから昭和八年ごろの供給量と今日の供給量について、今数字的なお話がありました。私はその数字を今ここでこれ申し上げる資料を持つておりませんので、何ともお答えいたしかねます。それは原価が必ずしも売値に因果關係を持たぬと言われるかもしれませんが、それは商売の力關係といふから、それが独占的であるならどうもいたし方ないと思ひますが、その点は私ちよつと答弁に窮しますけれども、不況カルテルの事態といふものはどうしてもそこらから来ている、原価を切つて売らざるを得なくなる。あるいは得なかつたという状況から発足していることは、どうしても認容しなければならぬと思ひます。その辺でおわかりかと思ひます。

○中村(時)委員 今のお話を聞いておつても、砂糖のことなんか何にもわかつていないけれども、一つお聞きしたい。台湾製糖はやはり経団連に入つておりますか。

○福島公述人 入つていゝと思ひます。

○中村(時)委員 それでは砂糖のことをお聞きしてわかつてるか。

○福島公述人 私にですか。——私は今ここに知識を持つておりません。

○中村(時)委員 これは、砂糖は甘いけれども、あなたの考へていゝような甘いものじやありません。だから、そこまで御発表なさるなら、もう少し辛いとところをよく調査しておいていただきたい。

次に、そういうふうなカルテルが結ばれた場合、要するに今言つたように、維持をするといふことが中心になる。そうすると、国際価格と国内価格とが非常に違つて来る。今幸いに紡績の問題を取上げましたが、たとえばその価格は、現在御承知のように、国内においては、あの操短をやつたおかげで十万円前後になり、国外は七万円前後、そういういたしますと、これは特別資金の必要があるといふような仮定に立つた場合には、どうしてもこれに対する二重価格制度のようなやつになる。ちよつと肥料もそうです。が、そういういたしますと、次に来るのは、ドルを無理にかせがなければならぬから、そこにおいてまた昔のダンピングのようなやつが出て来る憂えがあるのではないかと、経団連はそれらに對してどういふふうにお考へになつておりますか。

○福島公述人 今のは紡績關係の国内価格と輸出価格との關係についての御質問と思ひますが、不幸にして原綿の割当といふ点か、その点があるもので、多少自由でありませぬものですが、話が少し固くなると思ひますが、

現在では国内市況というものは大体国内の購買力に應じて行つております。これは御質問からは行つておられませんが、ビールにしろ、絹織物にしろ、内地の購買力が割合旺盛でありまして、当然輸出に出るべきものが出ていない。むしろ輸出価格が国内価格より安いという点があります。しかしそれはあまり出ておりません。それと同じような状況が紡績にもあります。が、それはある程度従来の大きな流れといひます。市場といひますか、それを維持するために、今都合が悪いから輸出をとめる。さあ今度は引合つて来たからすぐ出そうといつても、海外市場といふものはその日本のかつてになるものでありませぬので、やはり売りつないで行かなければなりません。そういう意味合いで、海外市況と内地の市況とは当然の因果關係はないと私は考へます。その輸出をどうしたら海外相場に合うかといふことは、内地のコストを安くするといふことが一番大切なことであります。

○佐伯委員長 ちよつと御注意を申し上げますが、公述人に対する御質疑の内容は、この独禁法自体の解釈にすぎないのであります。ただいまの御質問は、担当者に対する御質問のような内容になつておりますから……。

○中村(時)委員 今言つたように、いろいろ研究もされ、提案もされ、そのおかげで自由党が出てきてくれているのです。それでしよう。そうすれば、その事態をよく知つてもらわなければいかぬ。知つてもらつた上でそれを精めくつて、それがいいか悪いかの判断をつけなければならぬ。そうしてこれが悪いと思つたら、運動してもらわ

ないようにならなければいかぬ。そういうことをあなたが運動したとおつしやつてゐるのです。今まであつちこつちで研究し、それをどこへ持つて行つたか知らぬが、うちの方には来なかつたから、おそらく自由党なり官庁に持つて行つて運動されたのだと思ひます。それがいけないうらやましいといふ結論がつけられ、やめてもらわなければならぬ。だからそういう質問をしてゐるのです。

それで最後に一つお聞きしたいのですが、再販売価格の問題、たとえば労働組合あるいは消費組合は一応これから除外される、それに対していろいろの疑義があるというお話ですが、事實はそういうふうになつてはならぬほど——労働組合なり消費者といふものは、特に不況に陥つた場合にはなおさら生活が苦しくなる。それはどうも是が當然な賃金をもらつてないといふことが言える。しかも消費組合なり、あるいは労働組合のそういう団体は、それだけの価格で生活ができる。またそれを小売商に仮定いたしましたら、その中の人たちは、そのわずかな薄利でもつて生活ができる。だからほんとう言へば、これがコストになつてもらいたたいということがわれわれの考へ方です。そうして一般の市場価格もそれに相並行するようにしてしまひたいことが第一点。第二点といつたことは、そのような無理なカルテル、このことは、合理化によりまして、そのためにたとえば非常に大きな企業的首切りが起るとか、あるいは中小企業に非常に圧迫が来るとか、時間がありませぬからやめませんが、幾らでもそういう実例があるわけでありまして、そういういたしますと、かりにそ

いう無理なカルテルが、しまひにはトラストとか、あるいはコンツェルンのようなやつこつちになつて、昔の資本關の系統のようなものが復活するのではないかと疑われる。とにもかくにもそのような形態から考へた場合に、電氣料を下げるとか、あるいは資材を下げるとかしてコストを安くする。こういうような法案を抜きにして、その方向に努力して行く別の角度の方がより重大でないかと私は思ひます。それはなぜそのように思ひますかといひますと、先ほどあなたのおつしやつたように、このカルテルを結んだために価格が維持され、ある企業が助かるウエイトと、犠牲になつて行くウエイトとどつちが大きいかによつて、このカルテルを結んだがいかに悪いかがきまつて来る。そこにおいて今言つたように、下部における犠牲が私どもは大きいと見てゐる。だからそういうものをのけて、特にあなたの方団体においてはこういうことに反対してもらつて、そのかわりに電氣料金を下げるとか、そういう方向により強力に、ほんとうの日本の再建のために働いていただきたいと念する次第です。

○佐伯委員長 制限の時間がございまして、次に移ります。

○武藤公述人 私は日本鋼管株式会社鶴見造船所の勤務部長をやつております武藤であります。私は今度の改正の第五の点、すなわち第二十四条の二を結ぶことを認めるという点につきまして、事業場の労働管理の立場から、これについての意見を述べさせていただきます。

七

は中小メーカーの利益まで阻害される
といつたようなことがどうしても見当
らない。そういうときには再販価格
維持契約を結ばなければならぬとい
う、その理由がはつきりしないの
で、そこで再販価格維持契約を結
ば、かえつてこれは物価を上げ上
結果になるのじゃないか。そういう
ことが一般に予測されるわけだ。も
しも不当廉売とか、おとり販売の弊
害が非常に多いならば、それは別途
の方法をもつて講ずればよいのに、こ
ういつた再販価格維持契約を結ば
るといふような改正を行うといふこ
とは、そういう所期の目的を達するの
はなくて、そういう趣旨の通りに
なるのじゃなくて、思いもよらぬこ
ろに脱線をして行つて、再販価格維
持契約が物価を上げ上げる方向へ持
て行かれるのじゃないかと私は考
える。どういつた立法技術をすれば
かといふことについては、これは私の
申し上げるところではないので、その
は皆さんの方でよく御研究にならば
いいのだと思ふのですけれども、も
くそういつた趣旨、目的に、今指摘
されているような弊害は、ほかの方
法をもつて講ずればよいのであつて、再
販価格維持契約を結ぶといふことは、
これは角をためて牛を殺す結果にな
る。それで大衆の利益に非常な影響
があるといふふうに考へる。

逆に価格を上げ上げる効果があるので
はなからうか、そう思われる。その副
作用があると思われるような、またあ
なたのお考えでは、おそらくその副作
用ばかりが出て来るだろう、こう考
えておられるらしいのだが、そういうよ
うな副作用の多い方法でなしに、もつ
と副作用のない方法を使つたらよか
う、こういうお話ですね。そうすると
あなたはその副作用が非常に多い、思
ひもよらない一つの逆な効果が出て来
る可能性がある非常に多いと考えられ
る理由を、一べん説明してください。再
販売価格維持契約は、あなたの言われ
る思ひもよらぬ方向に、つまりこの法
律の一応考へていくところの価格維持
といふのでなしに、逆に価格を上げ上
結果になる、思ひもよらぬ方向に逆
効果が出て来る、こうあなたが考へられ
て判断しておられるらしいが、その逆
効果が出て来るであらうと判断される
基礎を、ひとつ説明していただきたい
い。

○武藤公述人 ただいまの点につきま
しては、先ほど申しましたように、今
度の商品の範囲というものが一応、そ
の品質が一樣であることを容易に識別
することが出来るもの、それから日常
生活必需品であるといふこと、それか
らもう一つは競争が自由に行われてい
るのだといふこと、こういうことにつ
きまして公取委が指定するものとい
うことになつておりますが、実際には
この範囲が、こういう抽象的な文句で
はどの程度になるのか、非常に不分明
だ。それからもう一つは、この届け出
られた価格を指定されるようになって
おるのですが、大体日本の——これは
お断りしておきますが、私が申し上げ

ておるのは先ほども質問がありまし
て、日本鋼管の立場で言つておるのか
というお話でしたが、日本鋼管の立場
で言つておるのではない。私は厚生施
設を擁護する立場で、厚生施設擁護期
成同盟といふものの代表で私は出てお
るので、決して個人の会社の立場で出
ておるのではない。それで、話
が途中になりましたが、そういうこと
とで、生産者の支持価格を検討する明
確な規定がない。大体日本におきまし
ては、価格の合理的な設定といふもの
が今までなされてない。戦時中、戦
後におけるいわゆる公定価格の問題で
も、いろいろ問題が起きておるのじゃ
ないか。もしもこういう価格設定の合
理的な基礎がないような日本の現状に
おきまして、こういつた一般大衆の消
費財の価格をきめるということになれ
ば、それは一応やはり価格を上げ上
げの方にとりしても向うざるを得ない
といふことが考えられる、そういうわけ
であります。

○追水委員 大体御趣旨はわかりまし
た。非常に皮肉なもの言ひ方をして
恐縮ですけれども、あなたのお立場は
勤労者の厚生施設をやる方です。です
からなるべく安いもの、できるだけ安
くなるという、理由のいかんにか
かわらず……。それでほかの者が迷惑
しよう、全体の経済を混乱しよう
何しようとかまわず、極端に言へば、
安いものを労働者に売れば労働者が喜
ぶから、なるべく安くならないよう
ものは困る、こういうお立場だと私は
一応理解して、私の質問を終ります。
○中村(時)委員 ちよつとお尋ねした
のですが、あなたはこのカルテルと
再販価格と、この二つが不可分のもの
であると思ひますか、可分なもので
あると思ひますか。別にわけら
れて再販価格だけを上げられてい
らつしやつか。再販価格とカルテ
ルとは可分なものでか、不可分のもの
ですか。

○武藤公述人 それは可分と考えられ
ます。私は可分と考えます。
○中村(時)委員 不況カルテルとい
うのは、不況のときにその価格を云々す
ることになつて来るわけですが、どう
いう理由でこれが可分のものとして別
にわけようわけですか。その理由
を伺いたい。
○武藤公述人 再販価格維持契約と
いうことで、不況であるとか何とかと
いうことは全然うたつてないのです。
ただ価格を維持しようとする契約を
結ぶといふことなんです。それだか
ら……。
○中村(時)委員 価格を維持するとい
ふ意味は、やはり一つのカルテルの方
式の中から価格の維持といふことも関
連して出て来るのとは違ふのですか。
○武藤公述人 私がさつきから申して
おりますように、この問題が、私の申
し述べておる意見と離れておるよう
に思ふのですが……。実は私がここに申
し述べておるのは、厚生施設が再販
価格維持契約のごとき制度によつてそ
の存在の意義を失つておる。そして労
使関係に悪影響を及ぼすといふことの
立場から反対しておるのであつて、そ
ういふ立場と全然離れておる御質問に
ついては、私はお答えすることはでき
ません。
○佐伯委員長 もう一問に制限いたし
ます。
○中村(時)委員 あなたの考へ方とし
ては、要するに労働者、これは消費者
と称してもいいのですが、そういうと
ころに舞臺の中心を置いて、再販価格
といふものを打出しているのです
ね。そうすれば不況カルテルといふも
のの本質は、やはり労働者並びに消費
者を対象にしたもの考へ方になつて
おり、そこに一される点が出て来る
わけだ。その点に關しては話してく
いふことですか、これ以上お尋
ねしませんか、もう一つお尋ねした
いのは、あなたの方の会社において、た
えばここには平均生産費といふのが出
ておる。実際に都合のいい言葉使いな
のですが、生産費といふものの出し方は
たくさんあるのですが、それに対してど
ういふ考へ方を持つておるか、ちよ
つとお聞きしたい。それはこの中の非
常に大きな内容になるわけですから、
何かその生産費を出して行く場合、い
ろいろありますが、それに対して、ど
ういふ商品に対する生産費の出し方
をしていらつしやるか、お尋ねしたい。
○武藤公述人 それについてはこれと
直接関係がないのでお答えできませ
ん。
○佐伯委員長 次に小宮山泰三君。
○小宮山公述人 私はただいま御指名
にあずかりました小宮山泰三でありま
す。再販価格維持契約の問題につ
きまして、これに關連する小売業者の立
場から申し上げたいと存じます。
私的独占禁止法の改正法案に關しま
して、私も中小小売業者の育成強化
と生活安定のため最も必要とされるも
のは、この改正法案中の二十四条二の
再販価格維持契約の条項でありま
す。我が国の経済機構において中小商

業者の占める地位はきわめて重要であり、その従業員及び家族を含めた職業別人口割合は非常に多く、これが育成強化をはかることはわが国経済再建のためには必要であると思ふ。特に私ども小売業者の多くは小額の資本と過重労働、すなわち朝は八時から夜は十二時まで働き続け、ようやくその生活を立てつつその業務に従事しているものでありまして、勤労度においてはわが国民中一番過重の立場にありながら、労働者、農民がそれ／＼法規によつてその経済的地位を保護されているにもかかわらず、私どもは何ら法的の庇護を受けておりません。正当の利益の確保によつてこれが経営を健全化し、生活の安定をはかることを心より叫ぶものであります。このたびの再販売価格維持契約事項が独断法改正法案中に盛り込まれたことは、この意味から私ども全国にわたる零細業者のきわめて多しとするところであります。

次に再販売価格維持契約はいかに必要であるか、これはこの法案にありまします通り、品質が一樣であることが容易に認識することが出来るもの、換言すれば容器、容量、品質、包装、価格が全国一様であるいわゆる商標品は、製造及び販売価格が常に変動している他の商品とは異なり、不当廉売の具に供せられやすいのであります。この商品が販売する業者は、競争が激烈になつて来ますと、仕入れ価格が大体同一であるにもかかわらず、廉売競争の結果原価または原価以下まで争う状態に陥りやすいのであります。これによつて生ずる業者自身、及び一般消費者に及ぼす影響はどのようなことになるかと申しますと、一、小売店間においては正

当な利益の放棄によつて不健全な経営となり、遂には倒産する者も出て来るのであります。二、化粧品のごとき商標商品は客寄せのおとり利用されておりました、このような場合はこの不当廉売によつてまじめな販売業者の顧客を不当に奪ひ、他の商品より得る不当の利益によつて穴埋めをして消費者を偽購している状態でありまして、三、前述一のごとき小売店の経営が不健全になれば、勢ひ支払いが困難になり、遂には卸、本舗にこれが波及し、良品の製造は不能となり、業界全体の衰微を招来することは必至であります。かくなれば良品を望む消費大衆の迷惑は甚大なるものがありまして、ここに舶来品の進出の余地が増大するものであります。いわんや国産品の海外輸出などは噴飯ものであります。このことはわが国の経済についてどのような影響があるか深くお考え願ひたいのであります。なお皆様の一番の関心事であらうと存じますが、再販売価格維持契約によつて一般消費者に与える不利益は次の理由によつて皆無であることを確信しております。化粧品、医薬品のごときものは、本舗が最終消費者にまでその商品の保証をし、また多数の製造業者が自由かつ公然のけしき競争をしておりますので、それらが指示する再販売価格、すなわち小売価格は消費者に不利なもの決定されるはずは絶対にありません。またたとえ価格のつり上げを策す本舗がありとしても、この商品は消費者に嫌悪され、消費者の好まないものは当然小売店も敬遠し、結局他の競争者に駆逐される運命に陥ることは自明の理であります。

次に再販売価格維持契約が実施されることはむしろ消費者に対しては利益がもたらされると思ふ。その理由は、一、小売業者は正当な最低の利潤確保が可能になるため、消費者に対して真の良品を推奨することができまします。二、小売業者がおり販売の必要性が皆無になるため、商標品以外の商品はその商店の経営技術により極力廉価販売が可能になります。三、化粧品、薬品等の専門業者の営業が可能になり、また兼業者もその商品への関心が深まるため、消費者はそれらの商品知識の豊富な商店で自由に良品を得ることができるようになります。四、小売業者の経営が健全になれば、卸及び本舗の資金回収が円滑になり、従つて本舗の健全経営によつて同一価格の製品がさらに優良な内容を持ち、また再販売価格の引下げも可能になる必然性があります。これは結果的には消費者の利益でなく何であります。以上述べたごとく、私ども零細業者並びに消費者にとつて再販売価格維持契約は不可欠のことであり、改訂正法案中消費生活協同組合以下十数団体に対する適用除外は法案の効果をなはだしく減殺する結果になります。その理由はむしろこれらの団体による割引販売がわ／＼小売業者の廉売を誘発する事例がはなはだ多いためであります。これらの団体もわ／＼小売業者と同じく再販売価格維持契約をすることにより定価販売を励行し、それによる利益は後刻団体構成員に対して還元することにより、各団体の意図するところは達成する事ができると存じます。英国初め欧米諸国はすでにかく

のごとき方法により本問題を解決し、小売業者との摩擦は皆無であります。以上私の述べた真意を御察察くだされば、零細業者に対する唯一の保護立法として最良の改正を御考慮くださいますよう、全国の業者を代表して心よりお願い申し上げます。○佐伯委員長、以上で小宮山君の発言は終了しました。これに対する御質問はありませんか。○栗田委員、お尋ねをいたしますが、戦前戦後を通じて、特にあなたが小売業者として濫売に直接遭遇をいたしました非常に困つたという御体験がありましますならば、この際お聞かせを願ひたいと思ふのであります。○小宮山公述人、戦前の不当廉売と戦後の不当廉売とにわけますと、戦前はすべてが自由でありましたので、協定もできるはずではありましたが、しかし前から申し上げておりました公述の前方々もおつしやいました通り、実際は不可能でありました。そこで戦前におきましての私どものこれに対する体験を申し上げますと、私は昭和八年に杉並区阿佐ヶ谷に小間物、化粧品、専門店を開業いたしました。これは中央線といわず、全部内といわず、日本全国それが同じ状態であつたと思ひます。昭和八年といつて不景氣の一番どん底からちやうどよ／＼な時代、薬、荒物、小間物、化粧品といふものの濫売競争が最もはげしい時代の中でありました。私はこの時分に阿佐ヶ谷へ開業いたしました、一応同地の同業者の事情、販売しておる価格を全部調査し、また近隣の高円寺、中野、荻窪、吉祥寺あたりまで調査して、大体においてこれくらい値段で

売つたら当然ではないかと思つて始めたのであります。よその店と同じ値段で出したのでは、古い店の方が信用がありますから、新しい店には客が来ない。安く出せば、古い店は資本力において何においても長い間の経験がありますので、もつと安い値段で出せる。当時は原価を一銭切るか二銭切るかという事で争つた時代でありました。それから、化粧品店を開業するにあつては、まず三年間は石の上、火の中という立場でした。それで三年間を過ぎた五年たつたときに、やれ／＼やつと一人前の小売り業者になれたかというほどの立場でした。これはよく私どもの先輩から聞かされたことでありましたが、百人化粧品店を始めて、五人残ればたいしたものだ、その五人の中へお前入れるかどうかというやうなことをよく言われました。しかし今日残つておりますから、幸いにその五人の中に入つたのかもしれない。大阪地方などはもつとはげしかつたといふことを聞いております。何とかしてこれに對して価格の協定をしようではないかといふやうな話も相当あつたやうですが、これはやはり法的に認められるものがないがためにといふか、どうしてもうまく行かなかつたといふことを聞いておりますが、私どもはただ無我夢中によそと競争して争つてゐる時代でした。しかし当時は生活費が低く、店員を一人使つていても七、五十銭か八、六十銭。税金も六、七十銭の売上なら年額としては幾らでもなかつた。現在の売上げと税金、当時の売上げと税金を比較してみますと、問題にならないくらい當時は安かつた。ですからかりに化粧品全体を犠牲にし

でも、ピンとか頭の物、石けんなどで、何とかかんとか苦しい中でも生活ができたものが、百人のうち五人になつて、あとの九十五人の人たちは、ほとんどつぶれて行つたという状態だつたのであります。戦争中は公定価格という問題もあり、また物資がなかつたという状況から、この競争は、いままへんでした。また戦後は、公定価格で縛られ、良品が出なくて困るという嘆きがありました。二、三年前からの公定価格は撤廃され、自由競争に入つて来ました。但し税金の高いのと生活費にかかるといふことから推して見て、あまりひどい乱売の競争には入らないだろうという考えも一応持つたのであります。同業者がふえるために、また諸会社の購買会等の割引販売等が影響して、やはり小売業界でもこの競争に入つております。化粧品等の平均の利益を二割とすれば、多いもので二割五分、二割八分のものがかりにあつても、三割引の競争をしますと、まさに原価を切つております。それで原価以下の販売競争をして売つてゐる者が自体が困つて、何とかしてくれという状態であります。しかしこれをとめようか何とかいつても、これはなかなかむずかしい問題でして、今まさに戦前のあのけしき時代へかえらんとしている状態であります。何とかこれをとめたいといふことは、乱売している者自体が叫んでおるのであります。

以上申し上げたやうなぐあいでありまして、おわかりになります。せん点はなお申し上げたいと存じます。

○佐伯委員長 追水久常君。

○追水委員 私は前の公聴人の武藤さんに対しては、少し意地の悪いことを言つたのですが、あなたにお伺ひしたいのは、今お述べになりましたことは、いかにものもつともだと思つたのですけれども、赤字を出さない限界——この印刷物に書いてあることは、再販売価格をやらないうと、こいうものを認めない、みな赤字を出して不当販売をやめるからといふことが前提になつてゐるのです。つまり不当販売をやつてみな倒れてしまつたらどうなるかといふことが前提になつてゐるのです。が、赤字を出さない限界内で、つまり不当販売と何かといふことでなく、それが違法であるとか不道徳とかいふやうなことでない限界で、しかも当然下つていゝものを再販売価格維持契約で下らないようにしてしまふ場合があり得るのではないかと。さつき武藤さんはそのことを言われたと思ひますが、さういふことがあり得るのではないかと。さういふことを武藤さんの言ふことは、一応りくつが通つて来るわけですが、ところが実際今までに経験されたことで、実際再販売価格維持契約をやつた場合には、すれ／＼のところできまるのか、あるいはほんとうならもう少し下げてもらふとやつて行けるのだけれども、たゞ／＼こいう契約をやる権能があるからといふので、ある意味において不当なところその価格を維持しようといふことに、あなた方がお使いになる懸念があらはしないうか。あるいは消費者がよく知つていて、さういふことをしたら、結局売れなくなるかもしれないが、これは具体的に商売上の御経験ではどういふところできまつて来ると思ひますか。

○小宮山公述人 ただいまの追水先生の御懸念はもつともでございますが、私どもの体験から申しますと、化粧品、歯みがきのようなものは、小売業者が価格をきめるというものは絶対にございせん。これは本館が指示する価格であります。今度の法律ではそれを契約しようといふことになると思ひます。それで本館が小売価格まできめて来る場合には、本館の経営が成り立つ最低限の本館価格があるはずで、それから卸屋が経営上成り立つ最低の利益といふものがある。それから小売屋がこれよりいふならば税金を払つて生活ができるであらう、こいう製造家、小売業者、卸売といふ面でのいろと検討した——これは検討し合つたのではない、お互ひの立場において検討して、こゝろが至当であるといふところが大体今まできまつております。それが出て来て初めてその価格の維持契約をきめるという形になるのですが、それならば価格がどの本館も同じような契約で来るかといふと、日本には三百、四百あるいは五百近い本館があるはずですが、本館同士はちつとも直談をしない、非常に激烈な競争をしております、よそでもつてかりに植物性のボマードを五十グラムで百円で販売をする、おれの方はもつと採算をとつて六十グラム百円にしよう、あるところは四十グラム八十円で出して来る、こいうように各自がみな別々に、何とかして消費者に喜ばれる商品を、喜ばれる価格、喜ばれる内容を出す、こいうことになりまして、私どもの方へは、これはかりに何割もかかるか、今の大体の常識でマージンといふものがきまつております、それを当てはめてきめて

来ますから、小売業者の方で、これは無理だからもつと上げろとか、これはもつと下げるべきだといふやうなことは絶対にございせん。小売業者は、お客さんからの意見を本館に言うことは非常に注意を払つております。消費者は決してこの品物は安いとか、よ過ぎるといふことは言わない、必ず、悪いからもつといふのはないか、いいけれどももつとよくはないか、実際安いけれどもつと安ければなおさらけつこうだ、こいう言ひのであつて、高くしろとか尋くしろといふことは絶対にない。さういふことをお客さんから聞けば、私どもは本館に向つて、これは少し高いやないか、少し安くしたらどうか、あるいはこれはこいうやうな面でも悪いやうだから、こいうやうに安くしたらどうか、あるいはこれはもう少し大きくしたらお客さんに喜ばれやしないか、こいうやうなことを始終言つてゐるのでございせん。ですから価格を上げるやうなことは夢想だにしておりません。

○追水委員 逆に伺つてみたいのですが、あなたの方でお互ひに再販売価格を維持する契約をする力がある場合には、逆に本館に対して、もつと値を下げて来いといふことを言う、さういふ圧力になり得る場合がありますか。

○小宮山公述人 維持契約は本館と小売店と個人々々の契約で、団体と本館との契約ではありせんから、団体で圧力を加えるといふやうなことは、思ひもよらないことであります。個人個人の立場から、外交さんが来たとき、高いやないか、もつと安くしたらどうかといふやうなことは当然あり得ると思ひます。

○追水委員 本館とあなたの方が契約を結ぶ場合、もつと下げるという力を使ひ得る場合がありますかと聞いてゐる。つまり実際上の問題として、本館のおつしやる通りにするの、あるいはその価格をきめるのに、あなたの方から発言権があるわけですか。

○小宮山公述人 今まで法的措置に基いて契約をしたという経験はありせんから、実際はこゝで言明することはむずかしいのでありますが、ただ私どもの立場といたしましては、一定のマージンといふものがあれば、二割あるいは二割五分でもつて、これは大体常識において足りるといふときに、それ以上五割の利益をお前たちにやれば、うんと利益があるから一生懸命売ればいいやないかと。さういふ本館がかりにあつても、私どもははねつける覚悟でございせん。またよそは二割あるいは二割五分の利益で出しておるのに、四割も五割も利益だといつて、不当な高い価格をつけて来ても、そのものは売れません。利益があつてもストックしておいたのでは結局損ですから、私ども商人としては綿密にそろばんをはじいてやるつもりでございせん。

○菊川委員 今の追水君の質問の要点、私はこゝろ聞いたのです、小宮山さんが関係しておられる小間物化粧品小売組合全国連盟として、さういふメーカがきめた再販売価格の個人々々に對する維持契約について不当と思われ、今後共同してその再販売価格維持契約の改訂を要求し、運動されるかどうやうなこともお考えになつておるかどうか、こいうことでございせんか。

○小宮山公述人

いわゆる連盟とかあるいは協同組合とかいう一つの団体組織で、これはお互い相当自重しにかかればならぬと思うのであります。が、但し本舗に対して要求はどうかと思ひます。あくまで批判で行くのだらうと思ひます。そうすると批判で行くときに、そこに本舗が反省して安い維持価格を提案する、こういうことになりはしないかと思ひます。これは今後発生する問題ですが、相当むずかしいと思ひます。私どもの業者間としては、そういう小売業者が団結して本舗をいじめるようなこともやれないのです、本舗自体もそう大きくはないのです、中に属するような本舗ばかりで、あまりいじめたのではつづれると思ひます、商品を積んでおいてつづられては困ります。

○菊川委員

再販売価格維持契約に賛成しておられるということについて、今度は一般国民大衆、購買者の立場に立つと、個人々々の小売業者が、あるいはメーカーの言いなりはうだいにされることの結果も出て来るのではないか。そうすれば先ほども公述者の方の御意見もあつたように、維持契約がかえつてつり上げ契約にならないか、そうすると大衆から言つて、それを買わなければいよいよなものですが、しかしある商品によつては、それをほしというような場合において、結局小売業者がその値段でメーカーからもらわなければ自分の手に入らないということ、やはりメーカーの一種の独占のために、小売業者もまた実際は消費者へのサービスにおいて不自由になるのではないか、そういうことが考えられる場合、従来は今お話のような立場

にあつたでしようが、この法案がかりにこのまま再販売価格維持契約を認めたいという後においては、当然その法案に対処して、今後そういう同業組合が、その仕事の内容に一つの社会的責任といひますか、そういうものを感ぜなければならぬと思ひます。従来はこういう同業組合がそういう仕事を主としてやつてないというふうに承知いたしておりましたが、そういうことができるものかどうかということをお尋ねするわけなんです。

○小宮山公述人

たいへん御注意のよううに承りまして、ありがとうございます。協同組合でも、本舗に対して、消費者の不利になるならば、それは確かにやつて行かなければならぬというところを感じます。但し団体をいもつて、本舗に対して、本舗が不当な価格を出すのに小売組合が気がついて不当だといふ前に、この法律で見ますと、公正取引委員会が不当なものは許可しないようにできておるのだと思ひますが、この点は公正取引委員会の役員さん、これは本舗が少し高いことを言つておるがどういふものかというふうに、よく相談して——何しろ私の方はお客さんが大事なんです。その観点から、あらゆる面で進めたいと思ひますから……。

○菊川委員

ついでに簡単にございしますから一、二点お尋ねいたしますが、当面この再販売価格の維持について、適用を切実に希望しておられる業種は、ここにありますが、小間物、化粧品、医療薬品、それくらいのもので、ほかにはないと思ひますか。なおほかにご存じですか。

○小宮山公述人

なお商業品という面からこれに関連して申し上げますと、

しょうゆもあると思ひます。それから電球のような電気器具、それから文房具の中にも、インキなどもライトインキというふうなもの、それからバターなどにも雪印バターとか、キヤラメルとか、そういうものがあると思ひます。

○菊川委員

私のお尋ねしているものは、そういういろいろ／＼なものが将来は出るだらうと思ひますが、さしたつてこれを切実に望んでおられる業者の団体はそれくらいかとお尋ねしているわけなんです。

○小宮山公述人

これを切実に感じてゐるのは、実際生産で困つてゐる業者でして、実際化粧品とか医薬品の部類が非常に多いのでございします。それからキヤラメルなどは、いかに生産になつても、あれは全体に影響しないのです。

○菊川委員

ついでにお尋ねします。が、今お述べになつた中に、消費生活協同組合について、組合員にその利益を後日還元するといふふうな条件つきで承認されておるといふふうに解釈していかうかという点と、それから中小商業と消費生活協同組合との関係というものは、私ども多年この調整に非常に苦心をしておる点ですが、一体小宮山さんのお考えでは、消費生活協同組合といふものが、直接消費者自身によつて、職域あるいは地域にどんな発展をするといふふうな傾向について、これはやむを得ないといふふうにお考えなんでしょうか。あるいはこれまた必要であるといふふうにお考えなのか。こういうものがど／＼できると、結局商人のお得意がなくなるから、こういうものは好ましくないとい

うふうなお考えなのであります。か。

○小宮山公述人

たしか片山内閣のときにこの法案が通つたと思ひますが、私もあのときの観念から言ひますと、小売商人と全然別個の立場において事業を継続されるならば、私どもの立場からはこれを否定するものではございせんが、従業者とか構成員以外に販売するといふような逸脱行為をやるならば、その必要性というか、生れない方がよい、直感ですが、そこへ行くとつてやつて行つてもいいと思ひます。

○菊川委員

条件つき賛成と見ていいわけですね。

○小宮山公述人

この再販売価格の維持契約にひつかかるような商品は、あくまで同じ値段で売つてもらいたいと思ひます。そうしてあとでいろいろのものに還元するなり、福利厚生事業に使用なり、何かに使つていただくた。ほかの一般の商品は、お互いの腕前で安くすることは、これはやむを得ないと思ひます。消費生活協同組合あるいは会社の福利厚生と購買会とか全面的にいけないというところは申し上げませんが、あくまで法律に基いた本分のもとにやつていただければいいと思ひます。

○佐伯委員

以上で小宮山君に対する質問は終了しました。

○佐伯委員

それでは午後一時三十分まで休憩いたします。

午後四時四十分休憩

午後一時三十分開議

午後二時三十分開議

午前中に引続き公聴会を開いたいたします。

本日の問題は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案についてであります。

この際公述人各位に一言ごあいさつ申し上げます。公述人各位には、御多忙中にもかかわらず御出席をいただき本席より厚く御礼を申し上げます。御承知の通り、本案は重要な議案でありますので、各位の貴重な御意見を十分参考といたし、慎重に審議をいたしたいと存じております。何とぞ忌憚ない御意見を御開陳くださいますよう、お願い申し上げます。

この際議事の順序につきまして、一言申し上げます。公述人各位の御意見を述べられる時間は、大体二十分程度にお願いいたしまして、御一名ずつ、順次御意見の御開陳及び質疑を済ませて行くことにいたしたいと存じております。

なお念のため申し上げますが、衆議院規則の定めるところによりまして、発言の際は委員長長の許可を得ることになつております。また発言の内容は、意見を開こうとする本案の範囲を越えてはならぬことになっております。なお委員は公述人に質疑をすることができまが、公述人は委員に対して質疑をすることはできないことになつておりますから、さう御了承願ひます。

それではまず重枝琢巳君より御意見を伺ひすることにいたします。重枝琢巳君。

○重枝公述人

私日本労働組合総同盟の中央執行委員をいたしております重枝でございます。私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案についての私の意見を述べさせていただきますが、私はこの

ような独禁法の緩和の方向をとる改正に對しましては、根本的に反対の立場に立つて意見を申し述べたいと思つておられます。

まず總括的に申し上げますならば、独占禁止法の目的といたしましては、その第一条に規定してあります通り、「私的独占、不当な取引制限及び不正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的健全な発達を促進することを目的とする。」このようにきつめて詳細にうたつておられます。本来経済の民主化ということをやつておられますこの法律を、日本の経済の危機を克服するためであるというやうなことを申しまして、これを大幅に緩和をするということになりましますならば、この法律の本来の目的でありますところの、ただいま読み上げましたことを根本的に達成することが不可能であるやうな形にしてしまふ、このやうなふうに思つておられます。本来の資本主義は自由平等の競争によりまして、その競争の結果が協和と繁栄をもたらす、このやうなことで進んで来たわけでございます。すけれども、それは実際の経験に徴するところによると、実は逆でありまして、少数者の支配独占という結果を来して、そして非常な生産力の増大であるいは増大する可能性があるのに、国

民全体の生活というものはなか／＼豊かにならない。このやうな非常に矛盾した悲惨な状態を来したわけでございます。このやうな資本主義の根本的な矛盾を解決するためには、経済の計画化ということが当然必要であると思ひますけれども、しかし、そのやうな根本的な対策でなくして、対症療法的なことを考へるとするならば、独占禁止法というものをその一つとして考へられたわけでございます。それを日本においても現在まで施行されて来ておつたわけでございます。しかし、日本の現在の経済の状況が、非常に困難な情勢にあることは事実でございますけれども、これを解決するのは、そのやうな独占禁止法を緩和するということやうな小手先の細工で解決すべき問題ではなからうと思つておられます。

これには、当然根本的な各経済の分野にわたる施策が行われ、その総合的な効果によつて、初めて日本の経済の危機は切り抜けられ、経済の安定、生活の安定というものができると考へられるわけでございます。この法律を緩和することによつて、危機が切り抜けられるのではなくて、むしろこれはこのやうな緩和をいたしますならば、このやうなやうなものの復活を促進いたしまして、過去の日本において経験いたしましたやうな資本主義の弊害を再現するやうな結果が現われるだけであらうと思ひます。その結果は農民、中小企業あるいは労働者の生活を破壊することになる。経済の民主化といふのは根本的にくつがえされるという結果になることは必然でございます。私はこの法律の緩和のための改正

に對しては反対をするものでござい

ます。今度の改正案の中には、幾つか重要な点がございますが、その第一は、カルテルを広くに容認をしておることだろつと思ひます。それは法の第四条、第五条を削除いたしますとともに、第二条における不正取引といふものの範圍をいさ／＼限定する、このやうなことをまず第一にカルテル化への道を開いておるわけでございます。そして、貿易カルテルとでもいふものを容認する態度をとつておられます。政府あるいは資本家の団体の中でのいさ／＼意見が出ておられますが、貿易の振興といふことを非常に近視眼的に考へていふのではないかと考へます。その結果、とにかく輸出をすればよろしいといふことで、あるいはダンピング、出血輸出といふやうなことを簡単にやつて、かえつて国内にいら／＼な問題を引起して、国内だけでなくて、外国からのいら／＼な指弾もそれによつて受けておる事実があります。このやうなことはもうすでに過去何回もわれわれが経験をしたことでございます。単にこのやうなやうな貿易カルテルといふやうなもので、貿易の振興ができるものではないと思ひます。これは總括的な中で申し上げましたやうに、政府みずからの根本的な施策によつてこそ、貿易の振興といふものは達成されるものであらうと思ひます。このやうな形で、もしカルテルをつくりましますならば、それは当然にそれらの犠牲が国内の各層の消費者に転嫁されて来ることは事実でございます。これは肥料の

問題一つをとつて見ましても明らか

なところであらうと思ひます。その次に、不況カルテルの容認をいたしておられます。これは二十四条の三によつて認めておるものであります。本来需要と供給があるいはそのものの価格といふものは、それ／＼相關関係にあるものであります。需要と供給の均衡が破れる場合には、いさ／＼な理由があるわけでありまします。しかし、通常の場合、供給が上まわつて価格が下るといふ場合には、その利益は当然に消費者が享受しなければならぬものであらうと思ひます。非常に供給が少なくて価格が上つた場合の利潤は、一方的に經營者の側に集中されて来る。逆に、今度は供給がオーバーして価格の低落といふことがある場合には、カルテルを結んで価格協定をして、供給がオーバーした場合は利益を消費者が受けることを抑圧するといふことは、本来この法律の基本的な目的からいつて間違つておることではなからうかと思つておられます。それから特にその場合に不況といふものの認定が非常に問題となつて来ると思ひますが、法には平均的な生産費を下まわる場合といふやうなことを言つておられますけれども、今日はたして平均的な生産費をどのやうな方法で、どういふ機關でつかむことができるかといふ点を考へますならば、この規定はきつめてあいまいでございます。結局は若干値下り傾向になつて来るとカルテルを結んで価格を維持し、つり上げる、このやうなことを容認する結果になると思つておられます。また政府が言つておられますやうに、日本経済が重大な危機に直面しておる。そこでこのやうな場合には自

由競争による自動的な調節作用では何

ともできないといふやうなことを言つておられますけれども、そのやうな場合には私はこのやうな単なる不況カルテルといふやうなもので本来それを克服し得るものではない。その場合には当然国家の施策によつて解決すべきであつて、カルテルによる価値の維持、つり上げによつて消費者にそのやうな犠牲をさらしにいて来るといふことは適当ではないのではないかと考へます。次に合理化のカルテルを二十四条の四で認めておられます。その目的といたしましては、技術の向上、品質の改善、原価の引下、能率の増進その他企業の合理化を遂行するためといふやうな原則から申しますならば、このやうなことは自由競争によつて本来可能であるといふ建前をとつておるわけでございます。しかも利潤の追求といふことをその本来の目的としておられますところの各企業が、このやうな目的のために技術、品種の制限、あるいは原材料、製品の保管、運送、副産物、くず物の利用、購入にかかる共同行動、このやうなやうなことで、真に共同的にその目的を追求するといふことは、これは事実上徴してもあり得ないことであります。むしろこのやうなやうなことでカルテルが結ばれますならば、それは必然的に利益の増大をはかるといふことは明白であらうと思ひます。結局この問題につきましても国家的な施策といふものによつてそのやうな目的が達成されるやうな方法を講ぜられなければならぬ、このやうなふうに考へるわけでございます。結局

カルテルというものは、その本質からいって、当初はいろいろ善意の形から出て来る場合があると思ひますけれども、不況の場合の対策あるいは技術の向上、そういうことを名目にいたしましても、一旦それが結ばれますと、当然そこに生産価格というものが固定化して来る。その上に利潤の最大の増加をはかるというのが、経済的な本質であると思ひます。でありますから、そういうものができまして、今度はそのカルテルという態勢の上にあぐらをかいて利潤の増大をはかり、結局消費者に対して非常な迷惑をかけることになるのは理の当然であらうと思ひます。さらに一つの段階にカルテルが結成されますと、それは当然その上下に対する圧迫となつて参りまして、その下の方で非常に弱い場合にはそれがカルテルの犠牲に供せられる。あるいは抵抗がある場合には、当然さらに新しいカルテルというものをつくつて対抗して行かなければならない、こういう結果になつて来ると思ひます。これが進んで行きますならば、根本的に経済の民主化という立場を放棄せざるを得ないことになつて参ると思ひます。またこのカルテルの認可の問題でございますが、これが公正取引委員会の認定のもとに所管大臣の認可を求めるということになつております。これは非常に上層を架するようないふこととしまして、これは当然公正取引委員会の一の認定、認可によつてそういう問題の処理がなされるべきであらうと思ひます。と申しますのは、公正取引委員会の構成と行政官庁の構成を考へてみますと、

各業者団体の圧力とでも申しますものが、それ／＼の行政機関に相当加わりまして、従来いろいろな悪弊も流しておる実情でございますので、そういう点は行政官庁の認可ということとなく、公正取引委員会の認可ということとでこの法律全体の運営がなされて行くという基本線を通すべきであらうと思ひます。もちろん公正取引委員会の運営自体につきましてはいろいろ問題がありまして、それは後ほど述べることといたしたいと思ひます。

次にカルテルと並んで重要な問題は、トラストへの道を開いておる問題であらうと思ひます。それは株式の取得、役員の兼任、こういうものの制限を緩和をいたしておられます。それはいろいろの条文に関連をいたしておられますが、重要な点は第九條の改正によつて持株会社といふものの定義を非常に緩和をしておる。それから第十條による会社の株式取得の制限の緩和、第十一條の金業の株式取得の緩和、第十三條の個人の株式取得の制限の緩和、こういうことが競争を實質的に制限するといふことがない限りはよろしいといふような基本的な考えのもとに、非常に緩和をされております。会社の株式取得の場合、百分の五が百分の十になつております。私は単独の会社の場合を考へてみますならば大した問題はないと思ひますけれども、会社、個人、そういうものが幾つか組み合はつた形で、もしこの一連の緩和規定が利用されますならば、おのずからそこにはトラストあるいは特定のグループの支配といふことによつて財閥の再現といふようなものを来す危険が非常に多い。

い。現にそういうような動きは各方面に相当活発に行われておるといふことはすでに周知の事実であらうと思ひます。そういう意味でこの緩和に對してはわれ／＼としてはどうしても納得ができないこととございまして、それから次に再販売価格維持の問題でございます。これは前回の法案のときから比較いたしますならば、非常に各方面の意見を反映され、特定の法律に基いて設立される団体の場合は除外をされております。これは私たちが非常に進歩であつたと思つております。ただししかしながら一般の小売業者に對してはそれが除外されております。このことは小売業者に對する生産業者の一方的な支配と利益の固定化といふものをもたらしことになるので、消費者の意思が小売価格を通して生産者へ反映をして行く、こういうような点が閉ざされるのではないかとこのことで非常に心配をいたしておられます。なおこの問題につきましては、会社が従業員のために行つておられますところのいろいろ／＼な廉売施設、こういうようなものが除外をされますので、このことが問題になつておることに聞いております。しかしながら根本的に申しますならば、会社が直營の形でそういう従業員のために福利厚生の名のもとに廉売あるいは売店、配給所といふようなものを持つことは、日本の資本主義制度の古い悪い面がまだ残つておる、こういうふうな考へております。そこでこういうふうなものは、当然労働組合または生活協同組合の手によつて労働者の日常の生活の安定を確保するような方向に進んで行かなければならないと思つております。そういう意

味において、生活協同組合の活動への転化が促進されるということになりまします。実情から申しまして、非常に公正な運営をされておる会社の廉売施設もございまして、いろいろ問題を含んでおる労働行政の一環としての廉売制度といふものが行われておるところも相当ございまして、そういう点については私たちは賛成をいたすわけでございまして。しかしそういういたしますならば、新しい生活協同組合的な制度に切りかえるための若干の過渡的な処置が必要ではないかといふふうに考へております。

それから公正取引委員会の運用の問題、これは先ほどカルテルのところでも若干申し上げましたが、本来この独占禁止法の守り神でありますところの公正取引委員会でございますから、その法の目的を達成するために、きわめて民主的に運営されなければならぬと思ひます。でありますけれども、従来の運営を見ますならば、大資本、大企業におけるいろいろ／＼な問題については非常に何か手かげんが加えられておるやうにわれ／＼は考えざるを得ないのであります。どうも小さいところだけに非常に圧力が加つて来ておる。こういうことはやはり適切に処理をしても行ななければ、この独占禁止法を守つて行き、その目的を達成することにならぬと思ひます。そういう意味で、公正取引委員会の民主的な運営を希望するものでございまして、そのために、消費者の代表、中小企業の代表、農民の代表等を入れました公正取引審議会とでも言ふべきものを設置していただくまして、そこで経済的な弱者の意見が十分反映をされて来るようにぜひとも処置をする方法を講じていただくたいと思ひ思ふわけでございまして、以上が大体の中心の大きな問題点であらうと思ひますが、結論をいたしまして、この法律の緩和は、トラスト、カルテルあるいはコンツェルンへの道を開き、大企業の利益壟断といふことを許すことになつて、その犠牲が中小企業者あるいは農民あるいは労働者の肩の上に押しつぶされて来る、こういうようなこととありますので、本来われ／＼が意図しておりましたところの日本経済の再建自立、あるいは貿易の振興、国民生活の安定といふようなものに對しては、逆コースをたどることになるわけでございまして、この法律が制定されました第一條の目的に反する改正を考へますので、この緩和について、議員各位が独占禁止法の本来の目的といふものに立ち返つて御検討をお願いすることを切にお願いをする次第でございます。

○佐伯委員長 以上で重枝君の御発言は終了しました。これに對する御質問はありませんか。

○阿部委員 お話は承りましたが、少し立場を違へてお考へになつておつしやるのではないかと気がするのであります。というのは、重枝さんに御出席を願ひましたのは、われ／＼としましては、別に国民経済の指導上における専門家としてのお立場から御出席を願つたのではないのであります。労働組合の役員としてのお立場にあられるから、そこで労働者の立場から見た現在の企業経営の状況から、その状態を根拠に置いてこの独占禁止法緩和が行われた場合の労働者に対する影響、こ

ういふ方面において専門的な知識があられるものと思ひまして承つたのでありますが、お話は大体一般的なお話であつて、そういう専門のお立場からのお話が少かつたように思ひうのでございます。そういう労働者としての職域なり、利益代表というふうな立場からのお話ももう少しあらうかと思ひますが、いかがでありますでしょうか。

○重枝公述人 非常に意外なことをお伺いするわけですが、私は労働組合の代表として参りました。労働組合の代表であるから、一企業に局限して働いていけばよいというふうな労働組合の御認識であれば、私は非常に遺憾に思ひうでございます。われ／＼は全国的な労働組合の組織をいたしまして、日本経済の再建をになう大きな役目を持つております。これは十分御存じのことであらうと思ひうでございます。そういう意味におきまして、私たちは独占禁止法がどういふふうな緩和されるかということについては労働組合として重大な関心を持つてゐるわけがあります。そこで私は当然全般的な問題について意見を述べたわけでございます。そういうわけでございますから、本来労働組合の代表として私がそういうことを述べるのは当然であらうし、また議員の皆様はどうも十分お聞き願つて、もしとるところがあればとつていただきたい、こういうふうな思ひうでございます。特に労働組合というものは、生産に携はると同時に、消費者という立場でございまして、私は生産の面についていろいろ申し述べましたし、消費者の面では、特に再販売価格の問題等についてはかなり具体的に申し上げました。なおその他に

ついで具体的な問題で御質問がございしますれば、いろいろ申し述べたいと思ひます。

○阿部委員 一応ごもつともでありませんが、日本経済の再建をになうなければならぬのは、あえて労働組合ばかりでなく、社会の諸般の地位の者のおのさような任務をになつておらうかと思ひます。われ／＼議員も同様でございますが、特にお越しを願ひましたのは、労働組合の役員として、労働者の立場から専門的なお話を伺へるかと思つたのでありまして、たとえばあなたが先ほどちよつと言及せられましたところの平均生産費というふうな問題につきましても、現在の企業においていふ／＼な生産費によつて原価が構成されておられますけれども、その中には、近ごろ問題になつてゐるような、いわゆる社用族の浪費というものは、原価の一部に入つてゐると思ひます。そういうふうなことに對して、各企業の実情を労働者の立場から御観察になつたならば、われ／＼もこの問題を考える上において大いに参考にならうかと思ひます。その他諸般の労働者の立場から、たとえばカルテルにいたしましても、カルテルができた場合に、その労働者に対する特別の利害関係というものはあるはずであります。たとえばカルテルができて、価格が維持せられて、そこで労働賃金の支払の余地ができた場合に、労働者に對する利益としての面も確かにあることは間違ひないものでありまして、それと全般的な労働者の階級的な立場との関連において、労働者としての立場からの御観察があらうかと思つて、専

門的なことを伺ひたいと思ひるのであります。

○重枝公述人 そういう点で質問していただければよろ／＼申し上げたいことはありますが、しかしそれは全般的な独占禁止法の緩和という問題とはかなり離れる点もあらうかと思つて、そういう点には触れなかつたのであります。もちろん今申されましたような社用族によるところのいふ／＼な浪費というふうなものが、生産費の中に大きくかぶつて来ておることは、これは皆さんの御承知の通りでございます。幸ひにして経済同友会あたりでも、それについて大いに自覚をしなければならぬというふうなことは言つておられるのでございします。ただ一般的に平均的な生産費というものがつかめないで申しましたのには、御承知のように、会社の経営をしておりまして、労働組合との交渉をいたしまして、原価につきまして信頼性のある資料を提出する会社というものは、これは皆無と言つていいくらいでございます。そこには特定の時期に提出されました原価計算あるいは経理の内容等について私たちがこれを観察した場合には、なか／＼その間違つてゐる点が指摘しにくいわけでございますけれども、これを長期的にとらえて参りまして、数回提示されましたものをつづり合せまして、一般的に出ておりますところの関係の産業の諸統計というものと對比いたして参りますと、大体の趨勢というものがわかつて来てつかまれます。私鉄山に關係いたしておりますので、その例をとつて参りますと、たとえば坑木の使用量、こういうふうなものは、その購入あるいは保管というふうなものが

大ざつばにできておつて、なか／＼つかみにくい。こういう点で相当大きな水増しをしてあるのが往々にしてございします。その他につきましても、組合側に出されるものは相当大幅な水増しでございします。それからカルテルが形成されて、独占利潤が出て参りました場合に、それによつて労働組合も潤うではないかというふうなことでございしますけれども、今日カルテルを結成をいたしました、それによつてみずからの利潤を増大しようというふうな資本家の中で、独占利潤ができたからそれを労働組合にもその幾分かをわけてやろう、よくかつて言われましたし、そのわけ前をもちろ、簡単にわけてやるような資本家、これまた皆無でございします。もしそういうふうな独占利潤というものがあつたとしても、判断します場合には、これに對しては非常に強力な闘争をしなければならぬ。たとえば石炭の場合を考えてみても、あの異常な石炭ブームによつて非常に利潤を獲得した。これに對して賃上げを申し出たところが、それに對して今まで非常に不況であつたからとか、あるいは新しい設備をしなければならぬといふことで、これらの利潤のわけ前を与えることを強く拒否したわけでありまして、そういうところから昨年のあつたやうな非常に大きな争議も起つたと思ひます。しかしその争議の方法につきましては、私たちの労働組合総同盟といたしましては批判をいたしておりますけれども、この長期的な争議が起きたという根本的な原因は、私はそこにあるといふふうに考えております。そういうふうに、これは一例でございしますが、独占利潤が出て

来たから、それがある程度労働組合側にも潤うようにしようといふやうなことは、日本の経営者の場合にはあり得ないし、もしそれをやろうとすれば、非常な摩擦が起きます。その結果逆の面から今度は労働組合が高手小手に縛られるといふやうな情勢になりつづけるのが現在でございします。しかもそういう利潤はなか／＼追加賃金としてもらへないと同時に、今度は先ほど申しましたやうな一般的経済的な關係におけるカルテルその他の懸念面が、消費者としての労働者に全体的におつかふさつて来る、こういうやうな実情になつておられます。そこで私たちはこの緩和に對して反対をしておるわけでありまして。

○栗田委員 ちよつとお尋ねいたしますが、そうするとあなたの方の組合といたしましては、いわゆる旧法に對しては賛成でございますか。

○重枝公述人 旧法に對して賛成かどうかということですが、われ／＼が旧法はよろしいということならばこの緩和をやめてもらふということならば、非常にわれ／＼もよろしいわけでありまして。そういう意味において、これはなきにまさるといふ意味で私たちはいと思つております。しかしこれが私たちの基本的な考えに合致するものであるといふふうには考えておりません。

○栗田委員 あなたのお話では、要するに公取の方が運用上ぐあいがいいといふ、これはおそらく認可の問題にも關係するのではありませんが、あるいは開連いかもしませんが、私はそういうやうに聞いておつたのです。そうすると、今の主務大臣の認可を公取一本に

修正するということは、労働組合としては別に反対をするわけじゃないのですね。

○重枝公述人 その御質問は、主務大臣から公取一本の認定になれば、カルテルというものの存在を認めるのか、こういうことも含まれての御質問でございますならば、カルテルを容認するということが基本的に反対でございますから、そういうふうにお答えしたいと思います。

○佐伯委員長 以上で重枝君の御発言は終了しました。

次に渡辺義介君。

○渡辺公述人 私は製鉄業に従事いたしておるものとして、製鉄業の立場からこの独禁法の改正に対する私どもの考え方を申し上げてみたいと存する次第であります。

もう皆様方御承知の通りの状況でございますまして、終戦後わが国の製鉄業というものは非常に徹底的な解体を受けまして、一たびはみな賠償指定工場にまでなつたというような悲惨な状況にもなりましたし、また企業自体の経営内容も徹底的な衰微をこうむつたわけでございますが、幸いにいたしまして、賠償の指定からも免れ、ようやく朝鮮動乱の景気というふうなものによつて比較的再起の時期は早められたと申しますものの、まだその企業自体の基本条件は一向完備されておらないというふうな時代を経まして、一昨年来の国際情勢の緊迫化から参ります諸般の悪条件のもとに、だん／＼市況も内外ともに悪くなりまして、ことに国内の金融の逼迫その他から起つて参ります業界自体の自己崩壊の方向への情勢が次第に悪化して参つたような次第でございます。

第でございます。これらの点から考えまして、鉄鋼業というものの自体の本来の使命であります国内の基幹産業であるという立場と、また国際的に見まして、国際市場はあくまでも確保して、競争して参らねばならぬというふうな立場から、業界自体の手で尽さねばならない努力は、ずいぶん各企業ともに設備の改善その他にいたしておる次第でございますが、個別的の各企業の経営だけではとうていその難関を切り抜けないような場面に幾度か達しているような次第でありまして、たとえは原料面の獲得にいたしまして、たとえは原料の他自己崩壊的な現象から、自分たちをどういうふうに残存して参らなければならぬかというふうないろいろ／＼の場面に直面して参つた次第でございます。そこで、前国会で御審議になりましたこの独禁法の改正案におきまして、公取委自体で、現行法はわが国の現状に即しない。カルテル行為も相当緩和する必要があるというふうな御見解からの改正案の御提出でございまして、今回の改正案は前回よりもまた一歩前進されて来ておるといふことは、私どもにとりまして非常に喜ばしい案であると考えておる次第でございます。従いまして、たゞいそれがわれわれ業界人にとりまして十分なものではないといたしまして、直面的に参りておるこの難局に対処して参りますものとしたしましては、いつと

きも早く少しでもいい方向へ前進し得るという意味におきまして、本改正案が御審議願えて、いつときも早く通過することを要望いたしておる次第でございます。

それからまた合理化カルテルの中に、今度は生産分野の協定を前提とする協力行為をお認め願つておる次第でございますが、これも私どもの業界の実態の動きから見ますと、生産分野の協定をお認めになつたことは、すこぶる実際に近くなつて参つたと思えております。つまり生産の制限をやつて全体の需給の調整をはかると申しまして、たとえば棒鋼なら棒鋼というものが売れないから、何割に減産するといふようなことをやつてみましたところ、なか／＼各メーカーの持つておられます生産能力単位というものが相当なものになつておる次第でございますから、おの／＼が三割も四割も各寸法のものごとくを制約して参るといふことにいたしましたのは、コストはかえつて割高なものに

つきました、むしろ需要家に対する不安定さを増長して行くというふうな傾向になつて参ると思つてございまして、同じように制約しなくちやならぬ状態になりましたならば、おの／＼がおの／＼の寸法を各別にみな三割ずつ減らして参るといふことよりも、おの／＼の寸法のものをお互いが持ち合はしまして、たとえば九ミリのものはAに集約する、十二ミリのものはBに集約するといふようなことで、生産量は減りましたが、各寸法別のもので、生産量は減りましたが、比較的大量生産が可能であるといふような態勢に持つて行くことが、メーカーにとりまして、需要家にとりまして、都合のいいことになるといふことが、供給者、需要者双方の面を国民経済的に見られて慎重にお扱いになすべき筋だと思つて、むしろ主

務官庁の認可に御集約願う方が至当ではないか、かように存する次第であります。また今回の改正案におきまして、認可をやられることに伴う報告徴収権を主務大臣にお認めになつておりますが、これは認可を前提とせられる限り、認可に必要な御処置としての報告を御徴収になるという事は、ある意味においては非常に妥当なことであると思存いたします。もしもこれがいろ／＼な意味において濫用されましますと、かえつてまたそれに伴う諸般の迷惑も出て来はせぬかという懸念もございします。この辺はひとつ運用の上で十分ごしんじやくにあずかりたいと存する次第でございます。

また前回申しましたので省略いたしましたけれども、われ／＼鉄鋼業の立場から申しますと、くず鉄の共同購入とかいうことについての協力行為を、むしろ独禁法の適用から除外されて自由な取扱ひにしたいだいたという事は、私も業界にとりまして非常に大きな影響のある点でございます。これはまことに機宜に適した処置と、かように存しておる次第でございます。その他役員兼任、持株の緩和とかいうような点についても多少緩和が行われておるような次第でございます。これらもまた以前よりはだん／＼進んで参つた、かように感じておる次第でございます。ともかくも業界が当面しております難局の真情を十分ごしんじやくいたしたい、少しも早く御審議の上、早く独禁法の改正案が成立いたしますことを私は衷心より願ひます。この次第でございます。

○阿部委員　まず、過日來の公取委員長のお話によると、この改正法律ができて、これは他日に備えるための用意であるから、ただちにこれを適用してカルテルをつくり、あるいはトラストを認めるというようなことはならぬであらうというようなお話であり、一方通産次官においては、そのうちでまず合理化カルテルだけは最近のうちに適用するところがあるかもしれないというような、はなはだ緩慢なお話であつたのであるが、今あなたのお話を聞くと、少くとも鉄鋼業界においては、この法律が通過すればただちにこれを実行してカルテルをつくる。しかもそのカルテルたるや、単に生産制限くらのものではなくて、いきなり価格カルテルにも入りたいという御意思を持つておられるようにもとれるのであります。はたしてあなたの方の業界の真情がそれを必要やむを得ざるものたらしめておられるものであるならば、その真情をもう少し詳細に承りたいと思ひます。

それからもう一つ——そう何べんも聞くわけには議事進行上していかぬことになつておられますので、一ぺんにお尋ねいたします。あなたの方の業界の方においては、その生産費という観念をいかに考へておられるか。いかなる費用を含めて生産費とお考へになつておられるか。これはおそらく一製品、一単位当りの生産費というものが問題になると思うが、それを一体どう考へておられるのであるか。ことにそのうち平均生産費という観念になつて来ると、これははなはだむずかしいことになるのであります。平均生産費を割るとか割らないという事は、一体どのようにして御認定なさるおつもりなのでありますか。

○渡辺公述人　ただいまの御質問にお答えいたしますが、第一の鉄鋼業界は本法の改正案が通過すれば、ただちに価格カルテルその他のものに突入する見当なにかどうかというお尋ねのようでございます。私も昨年のこの改正案が出されておりました当時と今とは同じ状態だと考へておりませんけれども、また再び昨年と同じような状態がいつ発生して来ないとも限らぬという不安は十分に持つておる次第でございます。昨今でも御承知の通りいろいろな不渡り手形問題とか、いろ／＼な点でもつてまた財界に不安が発生するじやないかというような危惧が大きい。構へておる次第でございます。その波紋がわれ／＼に協力行為を必要とするお考へられるような線まで押し寄せて来ますならば、それはただちにまた協力行為に移りたい、かように考へておる次第でございます。

それからまた一番先に私も私が実行に入りたいと思ひますのは、本法の成立をまちまして、まずスラップに對する協力行為、これはともかくも一刻も早く実現したい、かように考へておる次第でございます。

それから第二のお尋ねの、たとえば、不況なら不況というようなことを勘案する際に、一体コストを割るか、割らぬかという標準になる平均生産費というものに対して、どういう考へえを持つておられるかというお尋ねじやないかと思ひますが、これはお話をしように實際はな／＼むずかしい問題であらうと思ひます。それはしかしその主務官庁は各大きなメーカー等の総合的な単価を推定いたしましたして、それをもつて一応の基準に見られるというようなことになるのじやないか、私はかように考へておる次第でございます。

○阿部委員　お話をちよつとあいまいに受取れたのであります。要するに現在をもつてあなたの方の業界においてはお少くとも不況であつてカルテルを要する。合理化カルテル、不況カルテル、双方を要する、そういうふうな最初に承つたのであります。二回目のお答えにおいては必ずしもそうでないように聞えたのであります。その点はつきりしていただきたい。

それからもう一つ、あなたは鉄鋼業界のお方でありましても、連盟会長であらせられますからお尋ねしてもよいかと思ひますが、鉄鋼業界がかりに現在不況であるといひましても、日本の事業界全体についていかにお考へになつておられますか。カルテルを必要とするような現在不況にある。すなわち言いかえれば、この改正法律が通過すれば、統々としてカルテルの申請が行われるであらうとお考へになりますか。それともこしばらくまあそんなことはあるまいと御觀察になつておられますか。その点承りたいと思ひます。

それとまた一つ私たちが疑問に思ふのは、特に鉄鋼業などという関係においては、これは固定資産が非常に多いので、生産のうちで何といひますか、不変資本といひますか、原料でなしに設備としての部分が非常に重きを占めるので、そこでもカルテルをやらせて生産の制限などをやらせましたならば、それが一部死物になつてしまふ。

そうしたらその割合に応じて莫大なる企業設備が死物に化するのである。それがただちに一生産単位当りの原価に影響して参り、生産費に影響して参つて、生産費はかえつてかさむという結果になる。これは鉄鋼業界においては特に、これははたしだいではないかと思ひます。そこでそういうふうなカルテルをやること、決して生産費を下げて、事業の勃興を促すというふうなふうにはならないのである。すなわち不況の場合にカルテルをやることは、不況を固定化さすにすぎないのであつて、世界的な経済界の動向に影響される場合は別として、国内だけを考へましたならば、かえつて不況を固定化させ継続させ、景気の転換を促すことにはならないのではないかと思ひます。いかにお考へになつておられますか。

さらにまた品種の制限のごときに至りましては、これは特に企業設備を多く要する部門におきましては、新たに品種の制限をする場合においては、またその制限を解く場合においても、一々機械をとりかへなければならぬし、設備も改めなければならぬし、熟練工に至つてもまたこれをかへなければならぬというようないふ必要が起つて来るのであつて、これは企業の発達の上には非常な支障を来すゆゑのものではないかと思ひます。それらの方、いかがでございますか。

○渡辺公述人　ただいまのお尋ねにお答えいたします。鉄鋼業界以外の業界の現状から見ても、この改正法案がパスしたならば他の企業面からも統々このカルテルの申請が起ると思ひますが、このようお尋ねのようでありまして、こ

これは私は不敏にしてどうもほかの業界の事情がどういふカルテルを要望しておられて、すぐに発生して来るかどうかというようなことは、私の口からはちよつと口幅つたようなことになりまして、直接のお答えは差控えたいと思います。やはり各企業方面にもこの企業協力行爲を要望しておられる向きが相当あるのではないかと存する次第であります。

それからまた鉄鋼業の現状についての説明が何だか、すぐ当面カルテルが必要であるかどうか、あるいは間があるのかどうか、答えがあいまいでないかというようなお尋ねのようでありませんが、われ／＼はやはりほんとうの不況につつまで、そして企業自体がどうしてもこのままであつたのでは、自己崩壊的な方向に参るというやうな事態になつたならば、いろいろ／＼な手を打つてカルテルを申請したい、かように存じておる次第であります。ただいたずらに平時にカルテルを要請して、そして資本主義的にカルテルの上にあぐらをかいて、消費者の利益を無視して参るというやうな運営を、この独禁法改正によつて期待しようとは毛頭存じておらぬ次第であります。それから生産制限、品種制限のカルテルが企業設備を睡眠状態に置いて、コストが高くなるのではないかと、かといふお尋ねのようでございますが、実際さういふことが起り得る事態が、業界の市況の変遷によつてしばしば起つて来るわけでございます。たとへば厚板の工場とか、いろ／＼な工場を持つておるわけでございますが、厚板の不況のときには厚板の生産を制限しなければならぬ。そうすると遊休者

ができる。それを解雇することなくして、ほかの方に配置転換いたしまして、できるだけ次の事業の再開に備えて行く運営をしようというやうなことは、各企業の内部におきましてもしばしば起つて来るのでございませう。しかも日本のやうな鉄鋼製品に対するマーケットが比較的少く、量においては小さくて、そして品種については多種多産をすることができないやうな小さなマーケットをかかえて、品種のパラエティでマーケットに応じて行かなければならぬというやうなことを前提として、各企業メーカーにさういふやうな重圧が加わつて来る。そのことはお考えの通りであります。しかしてカルテルをやつたために不況が永久化して、コストがますます／＼高くなつて、かえつて企業自体が衰微の状態に入るのではないかと、御懸念からのお尋ねであつたように思ふのであります。ね、しかし不況カルテルに備えて価格協定までもやるといふことは、一応安定帯物価に近いところへ市況を安定させて、事業家に不安のないやうにして、需給が調整できるやうなところへ持つて行きたいといふことを念願して行われるわけでありませうから、そのためコストがますます／＼高くなるというふうには私は考えておりません。

○栗田委員 今の不況カルテルについてあなたの御希望意見は、不況の場合に生産数量の制限を十分やつてから価格まで持つて行かなければならぬのだ、さういふことではまづどうつこしといふやうなお考えのやうですが、結局生産制限をしてもなお不況が克服

できないといふことは、その生産制限といふものに業者が熱意がないか、あるいは生産制限の量が少いといふことが非常に多いんじゃないか、これが一つの大きな原因だと私は考えておる。で、やはり生産制限を徹底して、それでもできないといふのは、価格でもつてはとてまあならない。すなわち不況がより深刻だといふことなので、私は、かりにこの原案が通つたとしても、容易に価格協定などというものは許すべきものではない、こゝういふやうに考へておる。これはあとでお答えを願ひたい。

それからあなたは、生産分野の協定が認められたといふことは非常に喜ばしいことであるといふことを言つておられますが、これは東京の経団連の方と関西の経団連の方とは非常に違つて見えておる方もあるのです。生産分野の協定が認められるといふことになる、なるほど非常に能率の高い工場にある製品が集中するかもしれないけれども、私はこれはこれによつて値段が下るといふことは必ずしも保証できないと思ふのです。それからこのやうにある工場に同一品種のものの生産が集中されても、ある時期においては非常に合理化が促進されたけれども、それがマンネリズムになつてしまつて、なお一層合理化をはかるということがなくなつて、また次にはどういふやうなことがあるかといふと、新製品をどん／＼業者同士がつくつて競争をしないといふことになると、技術的にもさういふ面から非常に遅れて来るのじゃないか、私はこゝういふやうな不安を持つておるわけだが、この点もお尋ねいたしたい。

それからまた認可認定の問題ですが、あなたは通産大臣の方が認可をして、できれば強制調査権などというものは発動してくれない方がいいということですが、これはあまり虫のいい話で、あなたの方の考え方としては、認定認可などといふことはやめてしまつて、やりたいときには公取に届出をすればそれでよろしいといふことにしてやる。ところが一番いいのだらうと思ひますが、これも少し考え方が関西の方と東京の方と違つておるのです。経営者同士でも違つておる。東京は特に通産省と近い関係かどうか私にはわかりませんが、この通産大臣の認可の方がよろしい、こゝういふやうに言つております。

これはこの原案が通つた場合のことです。それから関西経団連あたりの話を聞いてみると、いづれにしてもこれは二重行政だ。二重行政であつて、通産大臣の認可といふものはどうもよろしくない。また独禁法自体の法体系も非常に不十分で、やはりこの法案の性質から言つて、関西の、公取一本の方がいいという意見は東京の経営者よりも、話を聞いてみると非常に視野が広いやうに見える。この点に對して、どういふお考えですか、ちよつと参考までに伺いたいと思ひます。

で、それがほんとうに徹底して、需給をミートさせる限度まで最初から生産制限を協力してみんなが一律に実施するとすれば、これが価格協定の線まで行かなくても価格の安定が期待し得るではないか、こゝういふ御意見のやうに承つたのであります。さういふ見方も一応はあるかもしれませんが、大体カルテルの方法で生産制限に入るとか、もしくは価格協定に入るとかといふやうな事態になるのはこれは非常な輕易な歩み方で、通産大臣にすぐ認可を申請して、不況になりましたから生産制限のカルテルを認めていただきたいとか、価格協定のカルテルを認めていただきたいといふやうな申出は、やつても簡易にお取扱ひになるべきものではないといふやうに実は存じておる次第であります。不況といふものが非常に深刻化して来て、業界自体がほとんど自己崩壊的な危険にまで突入するやうなおそれがあるといふやうな際に初めてこのカルテルの力で生産制限もやはり価格協定もやつて、それをどう問題にするかといふことになつて初めて前提として考へておる次第でございます。要するに生産制限といふことは、直面してゐる不況を価格協定の線に持つて行く方法でございませうから、やはり同時に価格協定を目標とした生産制限を並立させて考へていただいてもさう大きな弊害はこれに伴なはないやないか、かように考へてゐる次第であります。もしそれが安易な考え方で、すぐ申請して行つて、一時的な不況でしかないものを、いかに深刻な不況であるがごとくカムフラージュしてやると、それは一挙にしてけ飛

ばされても当然ではないか、かように信じている次第であります。

それから認定と認可の問題について、関東側と関西側との間に非常に見解の相違があるようだがどうかというお尋ねであります。これは私自身の考え方であり、鉄鋼連盟の運営委員会等でも話したわけでありすけれども、鉄鋼連盟の運営委員会等の見解におきまして、やはりこれは産業を所管される主務大臣が、国民経済的な立場で供給者と需要者という双方の面を総合的に勘案しまして、そこで認可の可否を決定されるということが妥当ではないか、かように信じております。

○石村委員 われ／＼の立場は渡辺さんの立場と違つて、そうした立場から渡辺さんにお伺いしても、結局並行線の意味をなさないと思うので、努めて渡辺さんの立場に立つてこの問題を考へてみて、疑問と思うところをお聞きしたい。

鉄鋼業界に例をとりますと、不況カルテルというものは、価格カルテルというところまで進まなくても、結局価格の維持あるいは値上げを目的としていると思ひますが、この不況というものは、単に日本の鉄鋼業界のみの、ごく特殊な不況というものは考えられないのであつて、やはり一般の不況、その他関連産業の不況、あるいは国際的に鉄鋼業が不況であるというところから来る不況の方が多いのではないかと。それのみではないが、ただ単に日本の鉄鋼業だけを切り離して、関連産業の不況はない、あるいは国際的な不況はないということは、ほとんど考えられないと思うのですが、そうした一

般的の不況の場合に、鉄鋼業界でカルテルをおやりになつて、価格の維持あるいは引上げをおやりになるということとは、結局ほかの関連産業がどうにもならなくなつて来るということになるのではないかと思います。いかがでございますでしょうか。

○渡辺公述人 お尋ねの要旨は、鉄鋼業界とは言いけれども、鉄鋼業界が不況カルテルを要請するという根拠は、ひとり鉄鋼業界の不況だけではなく、一般の関連産業等から起つて来る不況は、やはり鉄鋼の方に集約されて起つて来るのではないかと。そうすれば、その価格を維持して行くというような処置をすることは、関連産業に対して迷惑を及ぼすことになつて、決して健全な鉄鋼業界の再建に役立つことにならないのではないかと。趣旨だと思ひますが、お説のように、不況は鉄鋼業界独自の立場においてのみ起つて来ることは、私も独断したてはおりません。たとえば昨年起つて参りました例について申し上げますと、業界から申しますれば、線材、薄板というふうなものについて、非常な投売りというものが、どろ沼に足をつつ込むような崩壊が起つて来たわけですが、これは要するに、くぎ、針金というふうな非常に大衆向きの大きな需要を対象にしておるものが、輸出面において非常な行き詰まりを生じまして、それが内地に対する投売りとか、また金融の逼迫から来る投売りというものに移行して来たために、非常な不況を招来して来たというふうな次第でありまして、これは結局民生品の需要の面から起つて来た不況でありますから、鉄鋼業界独特の不況とは言へぬので、やはり関連産業か

ら起つて来る不況だと申し上げてもさしつかえないと思ひます。しかし実際は、輸出にいたしまして、国内の相場にいたしまして、どこまで下るかわからないというふうな状況になつて参りますと、下つただけ需要家の方に非常に都合がいいように一見見えますけれども、かえつて需要の不振を来しまして、一体どこまで下るかわからないから買い控える。これは国際市場においてもそうでございますし、内地においても需要家を非常な不安の地位に陥れて行くということになる次第でございます。安易にあぐらをかいて高価なところへ市価をつり上げるためのカルテルならいざ知らず、そうではないに、需要家の立場をも考慮した適当な市況にこれを安定させて行き、そうした需給面が安定して、日本に対する需要もわいて来るというふうなところに持つて行くことが、私はこのカルテルをやつて安定策を考へる場合の基本的考え方ではないか、かように存じておる次第であります。

○石村委員 ちよつと簡単に尋ねたい。現在日本の品が国際的に非常に割高であるから、これを下げなければ貿易がやれない、こういうふうな政府もおつしやつておいでになるわけですが、こうしたときに、鉄鋼のような基幹産業においてのカルテルは、鉄鋼の価格を下げることにほならないと思ひますが、そうしたカルテルはやはり現在考えられますか。

○渡辺公述人 今のお尋ねの趣旨を私ちよつとよくつかめないものであります。が、国際市場の市況が非常に悪化しておる際に、国内でカルテルをこしらへることがですか。

○石村委員 そうです。まあ日本のカルテルですね。

○渡辺公述人 どういうことになるのですかね。国内でカルテルをこしらへる範圍は、今度の改正法で認められて不況を對象にするとかいうことではないでございませう。国際市場における／＼な変動に應ずるには、別に御審議になつておる輸出入取引法とかその他のもので許された範圍の共同行為しかできないわけでは。ただこういうことにおいて関連がある。輸出向きの／＼の生産を計画して参つておつたものが、にわか輸出市場が狭隘になつて参りましたために品物が出ない。そうするとその品物が内地の市場に流れて来るということで、需給がミートしませんでしたために非常な不況を誘発して来る。そこでやはり生産制限とかその他のものをやらなければ、それに対処はできないじゃないかという現象を伴つて来ることは、私はあると思ひます。そういうことのカルテルをやるとしても、やはり改正法の建前で制約されておる目標の範圍内においてしかカルテルができないのでありますから、さしつかえないのではないかと。思います。

○佐伯委員長 以上で渡辺君の御発言を終りました。次に今村成和君。

○今村公述人 私、法律を平素専門にやつておりました、その中でも独占禁止法というふうなものについては、かねてからいろいろ関心を持つておつたわけでございます。そういういわば法律を専門にやつておられます者の立場から、今度の改正案をどういうふうにか考へるかという点を申し上げまして、皆様の御参考になります点があればと存

ずる次第でございます。それについて二、三初めにお断りいたして置きたいのでございますが、法律を専門とする政策に關連する法律でございますから、独占禁止法の根柢をなすいわゆる経済法においてどういう意味を持つておるのかという点を考えなければならぬわけでございます。それは單純な法律家としての立場を多少越えて来ることになるわけでございます。従つてそういう点について私がここで喋々する必要もないし、またそれだけの力もないわけでございますが、何かしらそれについて一つの考へを持つていなければ問題は取上げることはできないわけでございます。そういう点につきましては、私は今日の日本の経済というものを前提としたとしても、あくまでも反独占政策は維持しなければならぬと考へるわけでございます。そういうふうな考へをしますと、反独占政策を維持するための法律は、その政策を実効あらしめるためのものでなければならぬ、そういうことになるわけでございます。従つて今度の改正案に対する私の根本的な立場は、今度の改正案は反独占政策を実効あらしむる上において適當な改正であるかどうかという点に尽きるわけでございます。そしてそういう観点から見まして、今度の改正案が実際に法律になりますならば、遺憾ながらわが国の反独占政策というものは、いわば骨抜きというふうなことになるてしまふのではないかと、そういう点を非常におそれおるのでございす。それが第一に申し上げたいことでございますが、第二に今度の改正案

は、この前の国会に提出されました改正案をほとんどそのまま——多少部分的な修正はございますが、ほとんどそのまま再提出されたような形でございまして、ところでこの前の改正案につきましては、ジュリストという法律雑誌に一応私の見解を述べたことがございまして、ただいま申し上げましたように、今度の改正案が前の改正案とほとんど大差ないということになりますと、私の申し上げましたことも前にその雑誌で発表いたしました考えと別段かわつていない、同じことをかなりの程度に繰返すようになるのでございまして、その点あらかじめ御承知おきいたしたいと存じます。

反独占政策を実施するための独占禁止法というものは、大きくわけますとトラストの禁止に関する部分、それからカルテルの禁止に関する部分、それから最後に不正な競争方法、今度の改正案によりますと、不正な取引方法というように名目が改められておりますが、その不正な取引方法の禁止、この三つの部分にわけられるわけでございます。そうして今度の改正案は、この三つの部分について、それぞれ重要な改正を試みております。そして、その三つの部分の改正案というものは、原則としていずれの点におきましても私は適切ではないといふに考えておる次第でございます。

順を追つてトラスト禁止の緩和、カルテル禁止の緩和、それから不正な取引方法についての改正、この三点について申し上げて行きたいと存じます。最初のトラストの禁止緩和でございますが、このトラストの禁止に関する基本的な規定は、私的独占の禁止でございます。ところで私的独占の禁止と

いうのは第二条第三項の定義規定にもございまして、他の事業者の事業活動を排除し、また支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限すること、いわゆる事業支配力の集中によりまして市場支配を実現すること、これによつて法律の目的はこれを抑圧することにあるわけでございますが、こういうふうなトラストによる市場支配がすでに実現したのでなければ、このトラストは取締ることができないというのであれば、反独占政策というものは非常に実効の薄いものになつてしまふわけでございます。そういう実効の薄いものであつたのでは何にもならないということから、いわゆる予防規定というものが独占禁止法の中には置かれておるわけなのでございまして、従つて予防規定の本来の趣旨は、市場支配力を有するトラストというものが実現する前に、その一つ前の段階でこれを取締るという趣旨でございまして、こういう規定がなければ反独占政策というものは決して実効を上げることができないというところは断言できるわけでございます。それに対応する独占禁止法の規定はどういうものかと申しますと、大きくわけて二つあるわけでございます。

一つは不当な事業能力の較差の排除の規定でございまして、それからもう一つは第四章に規定されておりますところの株式の保有、役員兼任、会社の合併に関する規定でございまして、ところで今度の改正案は、最初の不当な事業能力の較差の排除に関する規定は、これを削除いたしております。この規定は本来経済的な合理性のない独占力の存在を否認するという趣旨の規定で

ございまして、従つてこういう規定が反独占政策を建前とする以上、あつてならないということはないわけでございます。これを削除しなければならぬという積極的な理由は見出せないわけでございます。ただ実際問題といたしましては、この規定は実際には発動したことはない、また非常に発動しにくい規定であるという意味からして、実効のない規定であつた。そういう意味から、これは削除しても実際問題としては大した問題はないというところは言えると思ひます。

次に、第四章の改正でございまして、この点は、これまでの独占禁止法のトラストの形成に対する最も重要な予防規定の部分だつたわけでありまして、今度の改正によりまして、これを完全に骨抜きのものにしてしまふことになるといふ感じがするものでございまして、この点において特に問題となりまして、株式保有の制限の緩和、第二は役員兼任の制限の緩和、この二点でございまして、元来現行の独占禁止法は役員兼任の制限の緩和、この二点でございまして、元来現行の独占禁止法は株式取得する会社と取得される会社との競争を実質的に制限することとなる場合、それから一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合、それから不正な競争方法を手段とする場合、そういう場合においては、株式取得したものは所有してはならない、これが十條一項にございまして、それから十條二項には、競争関係にある会社間の株式保有は全面的に禁止されております。金融機関については、多少違つた規定の仕方でございますが、趣旨においては大体これに準じておると、今度の改正によりまして、会

社は他の会社の株式を取得したものは所有することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合、そういう場合についてのみ株式取得の禁止を規定しております。ところが他の会社の株式を取得したものは所有することによつて、一定の取引分野における競争を実質的に制限すること、これは株式支配を手段とする私的独占にほかならないのであります。従つてこれは言いかえれば、株式取得の方法によつて私的独占をしてはならないというにすぎないのでございまして、こういう規定を現在の三條の私的独占の禁止という規定のほかにわざわざ置くという理由は、実質的にはほとんどなくなつてしまふということになつてしまふわけでございます。従つてこういうような改正は、予防規定をまったく骨抜きにするものである。

次に、役員兼任の制限でございまして、これも同じように役員兼任の結果、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合にのみ、そういう兼任をしてはならないように改めたわけでございます。これにつきましても、結局それは役員兼任によつて私的独占をしてはならないというところに帰着するのでございまして、予防規定としての意味は全然なくなつてしまふわけでございます。そればかりではなく、株式の取得というやうな場合におきましては、それらの会社の事業能力は客観的に一応わかつておる、それから一会社が他の会社の株式をどの程度まで取得すれば、その会社を支配することができるかという点も、一応判断ができる。従つて他会社の株式を取得したものは所有することによつて、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合

というのは、判定が困難なことではございませぬ。ところが役員兼任によりまして一定の取引分野における競争を実質的に制限するといふやうなことは、これは少くとも実際の審判手続といふやうな、証拠をもつてある事実を認定するといふやうな制度のもとにおいて、そういう事実を法律的に違反事実として認識するといふことは、ほとんど不可能なことではございませぬ。たとえば、具体的な例をあげますと、去年でしたか、公正取引委員会が取上げました事件に、東宝・スバル事件というのがございまして、これは株式会社東宝がスバル興業株式会社の営業を賃借いたしまして、そのことが独占禁止法の十六條違反になるということで、その営業の賃借は認められないという審決が下りまして、東京高裁でもその公取の審決を支持する判決が下りました。これはなぜいけないかと申しますと、東宝がスバルの営業を賃借することによつて、一定の取引分野における競争を実質的に制限することになるからだというわけでございます。ところがかりに東宝の社長がスバルの社長を兼任したという形を考へてみます。この場合におきましては、東宝の社長がスバルの社長を兼任したというだけで、東宝がスバルをその支配下に置いたといふことを簡単に認定できるかどうか、非常に問題でございまして、社長同士の兼任でさえさうと思ひます。ましてや、社長以下のもつと微力な役員兼任といふやうな形で、いわばかえ玉を使つて役員を兼任するといふやうなことになるつて参りますと、もうほとんど役員兼任によつてトラストを形成するといふことを防止することはできないという結果に陥るわけでございます。そういうやうな意味におきまして、第四章の改正

社には他の会社の株式を取得したものは所有することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合、そういう場合についてのみ株式取得の禁止を規定しております。ところが他の会社の株式を取得したものは所有することによつて、一定の取引分野における競争を実質的に制限すること、これは株式支配を手段とする私的独占にほかならないのであります。従つてこれは言いかえれば、株式取得の方法によつて私的独占をしてはならないというにすぎないのでございまして、こういう規定を現在の三條の私的独占の禁止という規定のほかにわざわざ置くという理由は、実質的にはほとんどなくなつてしまふということになつてしまふわけでございます。従つてこういうような改正は、予防規定をまったく骨抜きにするものである。

次に、役員兼任の制限でございまして、これも同じように役員兼任の結果、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合にのみ、そういう兼任をしてはならないように改めたわけでございます。これにつきましても、結局それは役員兼任によつて私的独占をしてはならないというところに帰着するのでございまして、予防規定としての意味は全然なくなつてしまふわけでございます。そればかりではなく、株式の取得というやうな場合におきましては、それらの会社の事業能力は客観的に一応わかつておる、それから一会社が他の会社の株式をどの程度まで取得すれば、その会社を支配することができるかという点も、一応判断ができる。従つて他会社の株式を取得したものは所有することによつて、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合

というのは、判定が困難なことではございませぬ。ところが役員兼任によりまして一定の取引分野における競争を実質的に制限するといふやうなことは、これは少くとも実際の審判手続といふやうな、証拠をもつてある事実を認定するといふやうな制度のもとにおいて、そういう事実を法律的に違反事実として認識するといふことは、ほとんど不可能なことではございませぬ。たとえば、具体的な例をあげますと、去年でしたか、公正取引委員会が取上げました事件に、東宝・スバル事件というのがございまして、これは株式会社東宝がスバル興業株式会社の営業を賃借いたしまして、そのことが独占禁止法の十六條違反になるということで、その営業の賃借は認められないという審決が下りまして、東京高裁でもその公取の審決を支持する判決が下りました。これはなぜいけないかと申しますと、東宝がスバルの営業を賃借することによつて、一定の取引分野における競争を実質的に制限することになるからだというわけでございます。ところがかりに東宝の社長がスバルの社長を兼任したという形を考へてみます。この場合におきましては、東宝の社長がスバルの社長を兼任したというだけで、東宝がスバルをその支配下に置いたといふことを簡単に認定できるかどうか、非常に問題でございまして、社長同士の兼任でさえさうと思ひます。ましてや、社長以下のもつと微力な役員兼任といふやうな形で、いわばかえ玉を使つて役員を兼任するといふやうなことになるつて参りますと、もうほとんど役員兼任によつてトラストを形成するといふことを防止することはできないという結果に陥るわけでございます。そういうやうな意味におきまして、第四章の改正

社には他の会社の株式を取得したものは所有することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合、そういう場合についてのみ株式取得の禁止を規定しております。ところが他の会社の株式を取得したものは所有することによつて、一定の取引分野における競争を実質的に制限すること、これは株式支配を手段とする私的独占にほかならないのであります。従つてこれは言いかえれば、株式取得の方法によつて私的独占をしてはならないというにすぎないのでございまして、こういう規定を現在の三條の私的独占の禁止という規定のほかにわざわざ置くという理由は、実質的にはほとんどなくなつてしまふということになつてしまふわけでございます。従つてこういうような改正は、予防規定をまったく骨抜きにするものである。

次に、役員兼任の制限でございまして、これも同じように役員兼任の結果、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合にのみ、そういう兼任をしてはならないように改めたわけでございます。これにつきましても、結局それは役員兼任によつて私的独占をしてはならないというところに帰着するのでございまして、予防規定としての意味は全然なくなつてしまふわけでございます。そればかりではなく、株式の取得というやうな場合におきましては、それらの会社の事業能力は客観的に一応わかつておる、それから一会社が他の会社の株式をどの程度まで取得すれば、その会社を支配することができるかという点も、一応判断ができる。従つて他会社の株式を取得したものは所有することによつて、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合

は、このトラストの形成に対する予防規定たるの事實を完全に失わしめるものであるというふうにいかなければならないと思ふ。

次にカルテル禁止の緩和でございすが、これについては、今度不況カルテルや合理化カルテルを認めるということについて最も論議が集中されておりますが、その前に、第四条を削つて不当な取引制限の禁止一本にしてしまつたということに、まず第一にこのカルテル禁止の緩和が現れております。第四条の規定が、不当な取引制限の禁止のほかになんか規定されておるといふことは、少くともカルテルといふものは、この法律の目的に照らせば、それ自体存在理由のないものであるといふことはつきりさせるための規定であり、不当な取引制限に至らない段階においても、一定の取引分野における競争に対する影響が軽微でない場合にはこれを禁止するといふ趣旨を表わしておる規定でございします。従つてそれを削除してしまふということになりますと、これまた、第四章のトラスト形成に対する予防規定を骨抜きにしたと同様に、カルテルについても完全な市場支配が行われるまでは、これを取締ることができないという結果になるわけでございます。従つて第四条の削除といふことは誤つてゐるというふうには私は考えます。

形において独占禁止法に繰入れることは非常に適切であると思ひます。その次に問題のカルテルの認可制の採用でございします。これにつきましても、根本的には私は反対でございします。なぜかと申しますと、このカルテルの取締りというものは、現在の独占禁止法の規定によりましてさへ非常にむづかしいことでございします。ことに最近の状態は、独占禁止法あつてなきがごとき状況に至つておるわけでございます。従つて今度大びらにこういふ形で認可を認めるということになりますと、結局全産業のカルテル化ということの橋頭堡が築かれたと言つても過言ではないと思ひます。しかしこの点もやはり経済政策の問題に関連いたしますので、私は深くは論じません。

ただここで問題となりますことはやはりこの手続規定でございまして、通産大臣に認可権を与えたといふ点でございします。なぜ通産大臣に認可権を与えなければならぬか。通産大臣が産業の主務官庁であるからといふふうなことを申されまされども、さういふことであるならば、公正取引委員会も反独占の政策を通じて産業に対する一つの主管官庁なわけでございます。従つて通産大臣が産業行政を担当する官庁であるからといふ理由ならば、公正取引委員会の認可権を解消するといふ理由は全然ない。むしろ産業政策の中で、独占禁止政策といふものが、日本の国策として国会の制定した法律によつてきまつておるといふならば、それは産業政策の中でも特殊の性格を持つておるものでありますから、さういふものに対する適用除外を認めるという場合は、これは公正取引委員会がやるのがあたりまえでございまして、通

産大臣が認可権を持たなければならぬといふ積極的な理由はどこにもないと思ひます。そればかりではないのでございまして、通産大臣がこのカルテルの認可権を持つということによりまして、独占禁止法全体の構造がくずれてしまふのでございします。それは独占禁止法は、反独占禁止政策の特殊性にかんがみまして、特に公正取引委員会という行政委員会を設けたいまして、そこで特に慎重な手続をもつて、いわば反独占行政といふものを運用して行くといふことを意図しておるわけでございます。さういふ意図の現われが審判手続による審決という形でもつて規定されておる。さうしてその審決に対して、特に不服のある者は、一般の行政訴訟の例と異なつて、直接東京高裁に持つて行く、さういふ形がとられておるわけでありまして。しかもその東京高裁における裁判といふものは、これは公正取引委員会における審判手続を信頼いたしまして、事実の調べといふようなものは、原則として公正取引委員会にまかせる。ただその公正取引委員会の事実の認定が、証拠に照して不合理であるかどうかといふ点を再検討するといふだけの立場に置かれておるわけでございます。ところがせつかくこの法律の構想といふものが、通産大臣が認可権を持つことになりましたと、第一認可の拒否処分を行う場合において、もはや審判手続とか、あるいは審決といふふうな慎重な手続といふものは全然とられない。単なる普通の行政処分として拒否されるにすぎない。従つてそれに対する訴訟は東京地方裁判所に持つて行く。これは当該官庁所在地の管轄裁判所ですから、当然に東京地裁になるのだといふふうになるのでございします。東京地裁に持つて行く、東京地裁に持つて行きますと、これは普通の行政処分と同じように、行政庁のすで行いました調査とかいふいろいろものは、これは裁判上は全然意味を持ちません。あらためて裁判所において相互に証拠を提出して裁判所の審査を求めるといふことになるわけでございます。さういふと、さういふ特殊な産業行政については、特殊の専門的な行政委員会を設けて、その判断を信頼するといふ法律の建前が全然くずれてしまふ、最もさういふところの裁判所の判事が、独占禁止法の運用について主體的な判断の当事者の地位に置かれるわけでございます。

これは独占禁止法が本来全然意図してゐなかつたところのものでございまして、制度として非常な後退であると考えざるを得ません。なお同じようなことまかいた点はいろ／＼あるのでございしますが、時間もございしませんので、省略いたします。

次に、簡単に不正取引の方法について申し上げます。不正な競争方法を不正な取引方法といふ名称に改めるといふことは私もよいことだと思ひます。またこの列挙をい／＼整理したといふことも、内容的に見て、大体適當であると考えるのでございします。が、しかし公正取引委員会が指定したものでなければ、法の適用がないといふことは、非常におかしな改正であるといふふうに考へる次第であります。

これはなぜかと申しますと、もと／＼不正な取引方法といふものは、これは望ましからざる競争手段であるといふ見地から、法律にわざ／＼書き上げられたわけでございます。従つてその行為をさらに公正取引委員会が指定しなければならぬといふことにしたのは、全然意味のないことでございまして、

なぜかういふ修正をしたのか、私にはとうてい理解ができないのでございします。これは現行法によりまして、具体的な違反行為の類型が上つておつて、そのほか公正取引委員会の指定するものといふふうになつております。これは非常によい規定の仕方でありまして、不正取引を禁止すると、さういふことが出て来るかわからないといふ業界の不安を除くといふ意味において非常によろしいのであります。今度は規定で一つ／＼列挙しておる。一応この規定を讀めば大体何がいけないのかといふことはわかる。そこで持つて来ながら、これをさらに公正取引委員会が指定しなければ発動しないといふことは、これは法律的にも全然根拠のないことだ、極端に申しますと、立法あるいは司法の職権を侵す行政機関の越権行為とさえ言えないわけではないと思ひます。これまた、この不正の取引方法に関連いたしまして、再販価格維持契約を認めるという問題もあります。これも主として実情に関する問題で、法律論ではございしませんので、深くは私論しませんが、私の感じといたしましては、わざ／＼こんなものを今入れなければならぬ必要がどこにあるだろうかといふことを相当疑問を抱いておるといふことだけ申し上げたいと思ひます。

一応これで終了。以上で今村公述人の御発言は終了しました。これに対する御質問はございしませんか。——御質問がなければ本日はこれにて散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。午後四時四分散会

昭和二十八年七月十八日印刷

昭和二十八年七月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局